

平成18年7月期（平成18年2月1日～平成18年7月31日） 決算短信 平成18年9月14日

不動産投信発行者名 東急リアル・エステート投資法人 上場取引所 東証
 コード番号 8957 (URL <http://www.tokyu-reit.co.jp/>) 本社所在都道府県 東京都
 問合せ先 (資産運用会社) 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社
 責任者役職名 執行役員 IR 部長
 氏名 小井 陽介 TEL. 03-5428-5828
 決算役員会開催日 平成18年9月14日
 分配金支払開始日 平成18年10月13日（予定）

1. 平成18年7月期の運用、資産の状況（平成18年2月1日～平成18年7月31日）

(1) 運用状況

(金額は百万円未満を切捨て)

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年7月期	7,875	24.2	4,119	49.7	3,754	56.3	3,753	56.3
18年1月期	6,343	11.6	2,752	18.4	2,402	22.6	2,401	22.6

	1口当たり 当期純利益	純資産 当期純利益率	<参考> (年換算値)	総資本 経常利益率	<参考> (年換算値)	営業収益 経常利益率
	円	%	%	%	%	%
18年7月期	22,162	3.7	(7.5)	2.2	(4.4)	47.7
18年1月期	14,200	2.7	(5.3)	1.4	(2.9)	37.9

(注) ①1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数（平成18年7月期 169,380口 平成18年1月期 169,131口）で除することにより算出しています。

②会計処理の方法の変更 有

③営業収益、営業利益、経常利益及び当期純利益におけるパーセント表示は対前期増減率であり、小数点以下2位を四捨五入しています。

④純資産当期純利益率、総資本経常利益率の算定については、期首と期末の純資産総額、総資本の平均値をそれぞれ使用しています。

⑤年換算値＝平成18年7月期 当該計算期間の数値／資産運用期間の日数（181日）×365日（年間日数）

平成18年1月期 当該計算期間の数値／資産運用期間の日数（184日）×365日（年間日数）

(2) 分配状況

(分配金総額の金額は百万円未満を切捨て)

	1口当たり分配金 (利益超過分配金は含まない)	分配金総額	1口当たり 利益超過分配金	利益超過分配金 総額	配当性向	純資産 配当率
	円	百万円	円	百万円	%	%
18年7月期	22,162	3,753	0	—	100.0	3.7
18年1月期	14,179	2,401	0	—	100.0	2.4

(注) 配当性向については小数点第2位以下を切捨てにより表示しています。

(3) 財政状態

(総資産額と純資産額の金額は百万円未満を切捨て)

	総資産額	純資産額	純資産比率	1口当たり純資産額
	百万円	百万円	%	円
18年7月期	172,929	101,773	58.9	600,860
18年1月期	171,791	100,421	58.5	592,877

(注) 期末発行済投資口数 平成18年7月期 169,380口 平成18年1月期 169,380口

2. 平成19年1月期の運用状況の予想（平成18年8月1日～平成19年1月31日）

	営業収益	経常利益	当期純利益	1口当たり分配金 (利益超過分配金は含まない)	1口当たり 利益超過分配金
	百万円	百万円	百万円	円	円
19年1月期	6,244	2,372	2,371	14,000	0

(参考) 1口当たり予想当期純利益（平成19年1月期）14,000円

(注) 当該予想は、別紙添付資料の「平成19年1月期及び平成19年7月期運用状況の予想の前提条件」に記載した前提に基づき算出しています。

従って、状況の変化により、実際の営業収益、経常利益、当期純利益、1口当たり分配金及び1口当たり利益超過分配金は変動する可能性があります。これを保証するものではありません。

1. 投資法人の関係法人の概況

後記68ページをご参照下さい。

2. 運用方針及び運用状況

(1) 運用方針

後記51ページをご参照下さい。

(2) 運用状況

① 当期の概況

a. 投資法人の主な推移

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき、平成15年6月20日に設立され、同年9月10日に、発行済投資口数98,000口で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場いたしました（銘柄コード8957）。

その後、第3期期初の平成16年8月に投資口数44,000口（オーバーアロットメントによる2,000口を含みます。）の追加公募増資を、第5期初の平成17年8月に投資口数27,380口（オーバーアロットメントによる680口を含みます。）の追加公募増資を行い、平成18年7月31日現在、発行済投資口数169,380口となっています。本投資法人は、東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社に資産運用業務を委託し投資主価値の最大化を究極の目的として成長性、安定性及び透明性の確保を目指した資産運用を行いました。

b. 投資環境と運用実績

本投資法人は、投資主価値の最大化を究極の目的とし、成長性、安定性及び透明性の確保を目指した資産運用を基本方針としております。かかる基本方針に沿って、本投資法人は、以下のような投資環境の下で、資産運用を行いました。

(イ) 投資環境

当期の国内景気は、企業収益の改善と設備投資に支えられた国内民間需要により回復が続いております。物価動向につきましてもプラス基調が定着したと判断され、平成18年7月14日に日本銀行によるゼロ金利政策が解除されました。首都圏経済につきましては、全国からの人口転入超過や昼間人口の増加に加え、全国の総生産を上回る成長など人口と経済の東京一極集中傾向が確認されております。

こうした経済情勢を受けて、東京の賃貸オフィスマーケットは好調さを持続しました。空室率のさらなる低下に伴い、好立地及び高スペックの物件の募集賃料は上昇しており、競争力のある不動産に対する評価が向上しております。

商業施設マーケットは、大型小売店の販売額が景気回復の影響から下げ止まり傾向にあります。また、大型小売店の大量出店による過当競争時代を経て競争力のない店舗が淘汰され、均衡状態を取り戻す転換点を迎つつあります。

収益還元法による不動産価値評価が浸透し、収益力を反映した地価動向は、東京都区部が上昇し、東京圏において地価上昇が点から面へ拡大している状況が鮮明となりました。しかしながら、全国的には下落が続いており、不動産投資対象地域としての東京の成長力を裏付けております。

(ロ) 運用実績

A. 物件売却及び取得

本投資法人は、このような環境のもと、厳格な投資基準を堅持し、「成長力のある地域における、競争力のある物件への投資」を実行すべく運用を行いました。平成18年4月26日に横浜山下町ビル（バーニーズニューヨーク横浜店）を64億8千万円で売却（売却益16億3千6百

万円)するとともに、同じく 28 日には湘南モルフィル(底地)を 68 億 1 千万円で取得いたしました。当期末時点の 17 物件の取得価額合計は 1,596 億 2 千万円、総賃貸可能面積は 214,330.82 m²となりました。

なお、本投資法人が保有する物件の、当期末時点における期末算定価額の合計は、前期に引き続き帳簿価額の合計を上回っており、その差額である評価益は 292 億 7 千万円でした。

B. 運用管理

安定した資産運用により当期末時点において全 17 物件の稼働率は 99.9%となっております。当期は、cocoti(ココチ)(平成 18 年 3 月 20 日に「PICASSO347」より名称変更いたしました。)において、名称変更にあわせた施設コンセプトの再構築を行い、施設の環境リニューアルを行いました。また、入替えを行った新規 3 店舗を同時オープンし、リニューアルオープンイベントを実施するなど、稼働率の向上とともに集客と売上の増加を図り、施設全体の活性化を実現させました。また、オフィスにおいては、東京都心部のオフィスの需給の逼迫を背景に、テナントニーズを取り入れた施設リニューアルを実施するなどサービスの向上に配慮しつつ、賃料水準の向上に積極的に取り組みました。その結果、当期末における既存物件ポートフォリオ(湘南モルフィル(底地)及び横浜山下町ビル(バーニーズニューヨーク横浜店)を除きます。)の平均賃料単価は第 5 期末と比較して 0.5%上昇しました。

C. 利益相反対策

取引の公正・透明性を確保するため、本投資法人の自主ルールである利益相反対策ルールを厳守し所定の手続を履践いたしました。例えば、湘南モルフィル(底地)の取得にあたっては、東京急行電鉄株式会社及び東急不動産株式会社が匿名組合出資する特別目的会社からの取得であったため、不動産鑑定評価額を超えない価格で取得(この特別目的会社が当該物件取得に要した諸費用相当額は別途支払い)しております。さらに、中央三井信託銀行株式会社よりセカンド・オピニオンとして対象不動産の価格及び価格算定プロセスが概ね妥当である旨の意見書を取得しております。なお、このサマリーにつきましては鑑定評価サマリーとともに公表しております。また、取得手続の履践状況に関しても、本投資法人の会計監査人とは異なる監査法人より、当該取引において適用される利益相反対策ルールとの適合性の確認を受け、その結果報告も踏まえて、本投資法人の役員会において当該取得を承認しております。

また、当期末時点の保有物件に係るプロパティ・マネジメント業務を行う東急グループ各社への報酬については、その水準が東京証券取引所に上場している他の投資法人等が設定している水準の範囲内にある旨の意見書を、株式会社住信基礎研究所から取得しております。

c. 資金調達概要

安定性、機動性及び効率性を基本とした財務方針のもと、資金を調達しております。当期は、借入期間の長期化及び返済期限の分散化を図ることを目的に一部長期借入金の借換えを行いました。当期末時点の借入金残高は 530 億円(長期借入金残高 410 億円(一年以内返済予定長期借入金 50 億円を含みます。)、短期借入金残高 120 億円)、当期における加重平均利率は 1.31%(当期の支払利息の年換算額を各借入金の平均残高の合計値で除して計算しております。)です。

d. 業績及び分配概要

上記のような運用の結果、当期の実績として営業収益 78 億 7 千 5 百万円、営業利益金額 41 億 1 千 9 百万円となり、借入金にかかる支払利息等を控除した後の経常利益金額は 37 億 5 千 4 百万円、当期純利益金額は 37 億 5 千 3 百万円を計上いたしました。

分配金については、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。)第 67 条の 15(以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。)の適用により、利益分配金が損金

算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期未処分利益の全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たりの分配金は22,162円となりました。

② 次期の見通し

a. 想定される将来動向

企業が牽引する実体経済の好調は続くと思われ、戦後最長の景気回復となる可能性が高まっております。更に、不動産投資市場では、一部の地方の地価に持ち直しの傾向があるものの、東京と地方、また、都内においても二極分化が顕在化してきております。これは、不動産証券化市場の拡充に伴う資本市場と不動産投資市場の連関を背景として、収益還元法とリスク評価に基づく不動産価値評価が浸透してきたためであり、今後も「高収益不動産の価値は高くなり、そうでないものは安くなる」という傾向が更に進んでいくと考えられます。したがって、本投資法人を含む不動産投資信託にとって、成長地域への投資や優良物件の選定、これらを担保する投資方針及び投資方針の実行を可能にする運用能力やガバナンス（企業統治）がますます重要になると認識しております。

b. 今後の運用方針及び対処すべき課題

本投資法人の投資方針は、資産運用会社による本投資法人設立に向けて行った事業性調査を踏まえ、このような将来動向を予め想定し、「成長力のある地域における、競争力のある物件への投資」というスタンスに基づき定めました。具体的には、投資対象地域は、今後も成長が期待される東京都心5区地域及び東急沿線地域を中心とした首都圏に限定しております。また、個別物件の選定については、投資基準を厳しく設定しており、クオリティが高く競争力のあるポートフォリオを構築するため今後もこれらを厳守していきます。更に、本投資法人は、外部成長を図るべく、東急グループ各社及び不動産投資市場からバランス良く取得し、ポートフォリオのクオリティを向上させながら、規模の拡大を目指します。

加えて、物件の管理運営の場面においても東急グループ各社との協働（コラボレーション）により収益の安定性及び成長性を実現し、内部成長を図ります。その為に企業業績や消費の回復を見据え、中長期的にテナント企業、来館者から選別される施設運営を目指します。具体的には、物件グレードに合致した適切かつ戦略的リニューアルや、中長期的視野に立ったリーシング活動の実施により、賃料水準の向上を図ります。また、管理費用及び追加設備投資についても適切なコスト・コントロールを行っていきます。

さらに、透明性を確保するため資産運用会社においては、外部監視機能及び情報開示を充実させ、不動産投資信託のファンド・マネージャーとして、グローバルスタンダードに適う運用を行っていきます。

(3) 決算後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

(4) 運用状況の見通し

運用状況見通しの前提条件については、後記「平成19年1月期及び平成19年7月期 運用状況の予想の前提条件」をご参照下さい。

次期（平成19年1月期 平成18年8月1日～平成19年1月31日）の運用状況については、以下の通り見込んでいます。

営業収益	6,244	百万円
経常利益金額	2,372	百万円
当期純利益金額	2,371	百万円
1口当たり分配金	14,000	円
1口当たり利益超過分配金	—	円

また、運用状況の前提条件がそのまま推移したと想定した場合は、平成19年7月期（平成19年2月1日～平成19年7月31日）の運用状況の予想数値は以下の通りとなります。

営業収益	6,228	百万円
経常利益金額	2,372	百万円
当期純利益金額	2,371	百万円
1口当たり分配金	14,000	円
1口当たり利益超過分配金	—	円

(注) 上記予想数値は一定の前提条件の下に算出した現時点でのものであり、状況の変化により実際の営業収益、経常利益金額、当期純利益金額、1口当たり分配金及び1口当たり利益超過分配金は変動する可能性があり、これを保証するものではありません。

<平成19年1月期及び平成19年7月期 運用状況の予想の前提条件>

平成19年1月期（第7期）及び平成19年7月期（第8期）の営業収益、経常利益金額、当期純利益金額、1口当たり分配金及び1口当たり利益超過分配金の予測にあたっては、以下の前提条件に基づき算出しております。今後、以下の前提条件につき、当初の予想と一定以上の乖離が見込まれ、その結果前記「(4) 運用状況の見通し」の予想数値につき一定以上の変動が予想されることとなった場合には、予想の修正をし、公表いたします。

項目	前提条件
運用資産	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年7月31日時点で本投資法人が保有している17物件から、第8期営業期間末日までに異動（追加取得、既存物件の売却等）がないことを前提としております。
営業収益	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸事業収入は、本書の日付時点で有効な賃貸借契約をもとに算出しており、当該時点までに解約予告を受けているテナントについては、解約日以降第8期営業期間末日までの期間の空室を見込んでいます。また、賃料水準については、近隣競合物件の存在、市場動向等を勘案して算出しており、テナントによる滞納または不払がないものと想定しております。
営業費用	<ul style="list-style-type: none"> 建物の修繕費は、第7期及び第8期営業期間において必要と想定される額を費用として計上しております。ただし、建物の修繕費は予想し難い要因により緊急的に発生する可能性があることから、予想金額と大きく異なる場合があります。 減価償却費は付随費用及び将来の追加の資本的支出を含めて定額法により算出しております（第7期：約895百万円）。
借入金	<ul style="list-style-type: none"> 第7期営業期間末日のLTVは、30.9%を想定しております。 (LTVの計算：「(予想) 有利子負債 / (予想) 総資産」) (平成18年7月31日時点LTV：30.6%)
投資口	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年7月31日現在の169,380口を前提としております。
1口当たり分配金	<ul style="list-style-type: none"> 1口当たり分配金は、本投資法人の規約の定める金銭の分配の方針を前提として算出しており、原則として利益を全額分配することを前提としております。
1口当たり利益超過分配金	<ul style="list-style-type: none"> 利益超過の分配については、現時点で行う予定はありません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 法令、会計基準及び税制に重大な変更がなされないことを前提としております。 一般的な経済動向及び不動産市況に不測の重大な変化が生じないことを前提としております。

3. 財務諸表等

(1) 経理の状況

①貸借対照表

科 目	期 別	当 期 平成 18 年 7 月 31 日現在		前 期 平成 18 年 1 月 31 日現在		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前期比
(資産の部)		千円	%	千円	%	千円	%
I. 流動資産		13,357,430	7.7	13,641,521	7.9	△284,090	△2.1
現金及び預金		1,913,829		1,645,114		268,715	
信託現金及び信託預金		11,262,773		11,797,218		△534,445	
営業未収入金		138,101		139,395		△1,294	
前払費用		37,346		57,491		△20,145	
繰延税金資産		19		19		△0	
その他の流動資産		5,360		2,282		3,078	
II. 固定資産		159,572,152	92.3	158,149,702	92.1	1,422,449	0.9
1.有形固定資産	※1	158,514,963	91.7	157,091,561	91.5	1,423,401	0.9
建物		2,093,217		2,158,295		△65,077	
構築物		1,326		1,169		156	
機械及び装置		1,580		2,057		△476	
工具器具及び備品		8,566		11,338		△2,771	
土地		13,295,407		13,295,407		—	
信託建物	※2	34,922,809		38,341,288		△3,418,478	
信託構築物	※2	620,912		658,226		△37,313	
信託機械及び装置		594,937		622,835		△27,897	
信託工具器具及び備品	※2	133,873		113,663		20,210	
信託土地	※2	106,842,330		101,887,280		4,955,050	
2.無形固定資産		14,062	0.0	12,649	0.0	1,413	11.2
信託その他の無形固定資産		14,062		12,649		1,413	
3.投資その他の資産		1,043,126	0.6	1,045,491	0.6	△2,364	△0.2
差入敷金保証金		105,948		105,948		—	
信託差入敷金保証金		873,563		877,427		△3,864	
長期前払費用		22,653		28,212		△5,559	
その他の投資その他の資産		40,960		33,902		7,058	
資産合計		172,929,582	100.0	171,791,223	100.0	1,138,359	0.7

科 目	期 別		当 期		前 期		増 減	
	平成 18 年 7 月 31 日現在		平成 18 年 1 月 31 日現在					
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	前 期 比		
(負債の部)	千円	%	千円	%	千円	%		
I. 流動負債	19,366,787	11.2	14,189,069	8.2	5,177,718	36.5		
営業未払金	481,085		558,161		△77,075			
短期借入金	12,000,000		12,000,000		—			
一年以内返済予定長期借入金	5,000,000		—		5,000,000			
未払金	512,741		330,429		182,312			
未払費用	61,516		64,418		△2,902			
未払法人税等	978		982		△3			
未払消費税等	302,025		39,401		262,624			
前受金	987,708		996,704		△8,995			
預り金	861		182,131		△181,269			
その他の流動負債	19,869		16,841		3,028			
II. 固定負債	51,789,198	29.9	57,180,709	33.3	△5,391,511	△9.4		
長期借入金	36,000,000		41,000,000		△5,000,000			
預り敷金保証金	862,634		862,094		540			
信託預り敷金保証金 ※2	14,922,446		15,314,751		△392,304			
その他の固定負債	4,117		3,864		253			
負債合計	71,155,985	41.1	71,369,779	41.5	△213,793	△0.3		
(純資産の部) ※5								
I. 投資主資本	101,773,597	58.9	—	—	101,773,597	—		
1.出資総額								
出資総額	98,019,722	56.7	—	—	98,019,722	—		
2.剰余金	3,753,874	2.2	—	—	3,753,874	—		
当期末処分利益	3,753,874		—		3,753,874			
純資産合計	101,773,597	58.9	—	—	101,773,597	—		
負債・純資産合計	172,929,582	100.0	—	—	172,929,582	—		
(出資の部) ※5								
I. 出資総額								
出資総額 ※4	—	—	98,019,722	57.1	△98,019,722	—		
II. 剰余金	—	—	2,401,721	1.4	△2,401,721	—		
当期末処分利益	—		2,401,721		△2,401,721			
出資合計	—	—	100,421,444	58.5	△100,421,444	—		
負債・出資合計	—	—	171,791,223	100.0	△171,791,223	—		

②損益計算書

科 目	期 別	当 期		前 期		増 減	
		自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日		自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日			
		金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	前期比
		千円	%	千円	%	千円	%
I. 営業収益		7,875,910	100.0	6,343,842	100.0	1,532,068	24.2
貸貸事業収入	※1	5,744,948		5,746,276		△1,327	
その他の貸貸事業収入	※1	494,186		534,376		△40,189	
不動産等売却益	※2	1,636,775		—		1,636,775	
工事負担金受入額		—		63,190		△63,190	
II. 営業費用		3,756,456	47.7	3,591,311	56.6	165,144	4.6
貸貸事業費用	※1	2,911,618		2,936,870		△25,252	
資産運用報酬		718,490		524,615		193,874	
資産保管及び一般事務委託報酬		60,774		58,162		2,612	
役員報酬		4,800		4,800		—	
その他営業費用		60,772		66,863		△6,090	
営業利益金額		4,119,454	52.3	2,752,531	43.4	1,366,923	49.7
III. 営業外収益		71	0.0	278	0.0	△207	△74.5
受取利息		71		63		7	
その他営業外収益		—		215		△215	
IV. 営業外費用		364,741	4.6	350,179	5.5	14,562	4.2
支払利息		344,554		313,471		31,082	
新投資口発行費		—		26,431		△26,431	
その他営業外費用		20,187		10,275		9,911	
経常利益金額		3,754,784	47.7	2,402,630	37.9	1,352,154	56.3
税引前当期純利益金額		3,754,784	47.7	2,402,630	37.9	1,352,154	56.3
法人税、住民税及び事業税		992	0.0	994	0.0	△2	△0.2
法人税等調整額		0	0.0	0	0.0	△0	△84.2
当期純利益金額		3,753,792	47.7	2,401,634	37.9	1,352,157	56.3
前期繰越利益		82		86		△4	
当期未処分利益		3,753,874		2,401,721		1,352,153	

③投資主資本等変動計算書

当期（自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日）

（単位：千円）

	投資主資本			純資産合計
	出資総額 ※1	剰余金	投資主資本合計	
		当期末処分利益		
前期末残高	98,019,722	2,401,721	100,421,444	100,421,444
当期変動額				
剰余金の分配		△2,401,639	△2,401,639	△2,401,639
当期純利益金額		3,753,792	3,753,792	3,753,792
当期変動額合計	—	1,352,153	1,352,153	1,352,153
当期末残高	98,019,722	3,753,874	101,773,597	101,773,597

（注） 当期より「投資法人の計算に関する規則」（平成 18 年 4 月 20 日内閣府令第 47 号）に基づき、投資主資本等変動計算書を作成しております。

④金銭の分配に係る計算書

項 目	期 別	当 期	前 期
		自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
I 当期末処分利益		3,753,874,223 円	2,401,721,157 円
II 分配金の額 (投資口 1 口当たり分配金の額)		3,753,799,560 (22,162)	2,401,639,020 (14,179)
III 次期繰越利益		74,663 円	82,137 円
分配金の額の算出方法		本投資法人の規約第 30 条第 2 号に定める「租税特別措置法第 67 条の 15 に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配する」旨の方針に従い、当期末処分利益の概ね全額である 3,753,799,560 円を利益分配金として分配することといたしました。なお、規約第 30 条第 4 号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。	本投資法人の規約第 30 条第 2 号に定める「租税特別措置法第 67 条の 15 に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配する」旨の方針に従い、当期末処分利益の概ね全額である 2,401,639,020 円を利益分配金として分配することといたしました。なお、規約第 30 条第 4 号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。

⑤キャッシュ・フロー計算書

科 目	期 別	当 期	前 期	増 減
		自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		千円	千円	千円
税引前当期純利益金額		3,754,784	2,402,630	1,352,154
減価償却費		940,717	982,070	△41,352
固定資産除却損		28,957	—	28,957
受取利息		△71	△63	△7
支払利息		344,554	313,471	31,082
営業未収入金の増減額（増加：△）		1,294	663	630
未収消費税等の増減額（増加：△）		—	66,007	△66,007
営業未払金の増減額（減少：△）		△77,075	△27,440	△49,635
未払金の増減額（減少：△）		182,312	45,704	136,607
未払消費税等の増減額（減少：△）		262,624	39,401	223,223
未払費用の増減額（減少：△）		△5	10	△16
前受金の増減額（減少：△）		△8,995	61,658	△70,654
預り金の増減額（減少：△）		△181,269	△2,176	△179,093
信託有形固定資産の売却による減少額		4,810,824	—	4,810,824
その他		19,684	△11,666	31,351
小 計		10,078,336	3,870,272	6,208,063
利息の受取額		71	63	7
利息の支払額		△347,451	△322,754	△24,696
法人税等の支払額		△996	△1,010	14
営業活動によるキャッシュ・フロー		9,729,960	3,546,571	6,183,389
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△7,083	△64,790	57,707
信託有形固定資産の取得による支出		△7,196,239	△10,202,342	3,006,102
信託無形固定資産の取得による支出		△1,992	—	△1,992
預り敷金保証金の収入		1,485	405	1,080
預り敷金保証金の支出		△945	△810	△135
信託預り敷金保証金の収入		398,026	441,942	△43,916
信託預り敷金保証金の支出		△790,331	△41,869	△748,461
使途制限付信託預金の預入による支出		△398,026	△441,942	43,916
使途制限付信託預金の引出による収入		790,331	41,869	748,461
投資活動によるキャッシュ・フロー		△7,204,775	△10,267,537	3,062,762
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の借入による収入		7,000,000	—	7,000,000
短期借入金の返済による支出		△7,000,000	△17,500,000	10,500,000
長期借入金の借入による収入		8,000,000	6,000,000	2,000,000
長期借入金の返済による支出		△8,000,000	—	△8,000,000
投資口の発行による収入		—	20,159,674	△20,159,674
分配金の支払額		△2,398,610	△1,958,258	△440,352
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,398,610	6,701,416	△9,100,027
IV 現金及び現金同等物の増減額（減少：△）		126,575	△19,549	146,124
V 現金及び現金同等物の期首残高		3,339,599	3,359,149	△19,549
VI 現金及び現金同等物の期末残高		3,466,174	3,339,599	126,575

⑥注記表

当期より「投資法人の計算に関する規則」に基づき、注記表を作成しております。また、前期については、「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

期別 項目	当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産（信託財産を含む）定額法を採用しております。 なお、有形固定資産の耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～52年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3～16年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産（信託財産を含む）定額法を採用しております。</p>	建物	2～50年	構築物	2～52年	機械及び装置	3～16年	工具器具及び備品	2～15年	<p>① 有形固定資産（信託財産を含む） 同左</p> <p>② 無形固定資産（信託財産を含む） 同左</p>
建物	2～50年									
構築物	2～52年									
機械及び装置	3～16年									
工具器具及び備品	2～15年									
2. 繰延資産の処理方法	<p>該当事項はありません。</p>	<p>新投資口発行費 支出時に全額費用として処理しております。 なお、平成 17 年 8 月 1 日付一般募集による新投資口の発行は、引受証券会社が発行価額で引受けを行い、これを発行価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約（「スプレッド方式」という。）によっております。 「スプレッド方式」では、発行価格と発行価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、本投資法人から引受証券会社への引受手数料の支払いはありません。平成 17 年 8 月 1 日付一般募集による新投資口発行に際し、発行価格と発行価額との差額の総額は、685,068 千円であり、引受証券会社が発行価額で引受けを行い、同一の発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約（「従来方式」という。）による新投資口発行であれば、新投資口発行費として処理されていたものです。 このため、「スプレッド方式」では、「従来方式」に比べ、新投資口発行費は、685,068 千円少なく計上され、また経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。</p>								

期別 項目	当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
3. 収益及び費用 の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税相当額は 31,188 千円であります。</p>	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税相当額は 12,181 千円であります。</p>
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>① 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法</p> <p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。</p> <p>(1) 信託現金及び信託預金 (2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具器具及び備品、信託土地 (3) 信託その他の無形固定資産 (4) 信託差入敷金保証金 (5) 信託預り敷金保証金</p> <p>② 消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>① 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法</p> <p>同左</p> <p>② 消費税等の処理方法</p> <p>同左</p>

〔重要な会計方針の変更〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日) を適用しております。</p> <p>従来の出資の部の合計に相当する金額は、101,773,597 千円であります。</p> <p>なお、当期より、「投資法人の計算に関する規則」に基づき、貸借対照表の純資産の部を作成しております。</p>	<p>固定資産の減損に係る会計基準</p> <p>当期より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 15 年 10 月 31 日 企業会計基準適用指針第 6 号) を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

〔貸借対照表に関する注記〕

当 期 (平成 18 年 7 月 31 日現在)	前 期 (平成 18 年 1 月 31 日現在)																								
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,421,820 千円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,750,756 千円</p>																								
<p>※2. 担保に供している資産及び担保を付している債務 担保に供している資産は次の通りです。 (単位: 千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">信託建物</td> <td style="text-align: right;">3,732,290</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td style="text-align: right;">154,387</td> </tr> <tr> <td>信託工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">471</td> </tr> <tr> <td>信託土地</td> <td style="text-align: right;">5,585,737</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,472,886</td> </tr> </table> <p>担保を付している債務は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">信託預り敷金保証金</td> <td style="text-align: right;">4,820,505</td> </tr> </table>	信託建物	3,732,290	信託構築物	154,387	信託工具器具及び備品	471	信託土地	5,585,737	合計	9,472,886	信託預り敷金保証金	4,820,505	<p>※2. 担保に供している資産及び担保を付している債務 担保に供している資産は次の通りです。 (単位: 千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">信託建物</td> <td style="text-align: right;">3,825,725</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td style="text-align: right;">156,398</td> </tr> <tr> <td>信託工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">537</td> </tr> <tr> <td>信託土地</td> <td style="text-align: right;">5,585,737</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,568,398</td> </tr> </table> <p>担保を付している債務は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">信託預り敷金保証金</td> <td style="text-align: right;">4,820,505</td> </tr> </table>	信託建物	3,825,725	信託構築物	156,398	信託工具器具及び備品	537	信託土地	5,585,737	合計	9,568,398	信託預り敷金保証金	4,820,505
信託建物	3,732,290																								
信託構築物	154,387																								
信託工具器具及び備品	471																								
信託土地	5,585,737																								
合計	9,472,886																								
信託預り敷金保証金	4,820,505																								
信託建物	3,825,725																								
信託構築物	156,398																								
信託工具器具及び備品	537																								
信託土地	5,585,737																								
合計	9,568,398																								
信託預り敷金保証金	4,820,505																								
<p>3. コミットメントラインの設定に関する契約 本投資法人は取引銀行 2 行とコミットメントラインの設定に関する契約を締結しております。但し、当期末における契約に基づく借入残高はありません。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,000,000 千円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	2,000,000 千円	借入実行残高	—	差引額	2,000,000 千円	<p>3. コミットメントラインの設定に関する契約 同左</p>																		
コミットメントラインの総額	2,000,000 千円																								
借入実行残高	—																								
差引額	2,000,000 千円																								
—————	<p>※4. 発行する投資口の総数及び発行済投資口数 発行する投資口の総数 2,000,000 口 発行済投資口数 169,380 口</p>																								
<p>※5. 投資信託及び投資法人に関する法律第 67 条第 4 項に定める最低純資産額 50,000 千円</p>	<p>※5. 投資信託及び投資法人に関する法律第 67 条第 6 項に定める最低純資産額 同左</p>																								

〔損益計算書に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
<p>※1. 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p>賃貸事業収入</p> <p>賃料収入 4,603,674</p> <p>共益費収入 629,211</p> <p>月極駐車場収入 124,680</p> <p>その他賃料収入 (注 1) 387,381</p> <p style="text-align: right;">計 5,744,948</p> <p>その他の賃貸事業収入</p> <p>付帯収益 (注 2) 434,332</p> <p>その他雑収入 59,854</p> <p style="text-align: right;">計 494,186</p> <p>不動産賃貸事業収益合計 6,239,135</p> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p>賃貸事業費用</p> <p>水道光熱費 516,912</p> <p>外注委託費 409,248</p> <p>プロパティ・マネジメント報酬 133,044</p> <p>修繕費 75,618</p> <p>公租公課 516,652</p> <p>損害保険料 17,577</p> <p>減価償却費 940,717</p> <p>固定資産除却損 28,957</p> <p>その他賃貸事業費用 272,888</p> <p style="text-align: right;">不動産賃貸事業費用合計 2,911,618</p> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 3,327,517</p> <p>(注 1) 賃料収入、共益費収入及び月極駐車場収入以外の定額の収益を記載しております。</p> <p>(注 2) 使用量に応じてテナントから受取る水道光熱費等を含みます。</p>	<p>※1. 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p>賃貸事業収入</p> <p>賃料収入 4,592,486</p> <p>共益費収入 662,509</p> <p>月極駐車場収入 110,136</p> <p>その他賃料収入 (注 1) 381,144</p> <p style="text-align: right;">計 5,746,276</p> <p>その他の賃貸事業収入</p> <p>付帯収益 (注 2) 458,263</p> <p>その他雑収入 76,112</p> <p style="text-align: right;">計 534,376</p> <p>不動産賃貸事業収益合計 6,280,652</p> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p>賃貸事業費用</p> <p>水道光熱費 526,670</p> <p>外注委託費 431,539</p> <p>プロパティ・マネジメント報酬 140,013</p> <p>修繕費 111,424</p> <p>公租公課 507,324</p> <p>損害保険料 18,588</p> <p>減価償却費 982,070</p> <p>固定資産除却損 —</p> <p>その他賃貸事業費用 219,239</p> <p style="text-align: right;">不動産賃貸事業費用合計 2,936,870</p> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 3,343,782</p> <p>(注 1) 賃料収入、共益費収入及び月極駐車場収入以外の定額の収益を記載しております。</p> <p>(注 2) 使用量に応じてテナントから受取る水道光熱費等を含みます。</p>
<p>※2. 不動産等売却益の内訳 (単位：千円)</p> <p>横浜山下町ビル (バーニーズニューヨーク横浜店)</p> <p>不動産等売却収入 6,480,000</p> <p>不動産等売却原価 4,810,824</p> <p>その他売却費用 32,400</p> <p style="text-align: right;">不動産等売却益 1,636,775</p>	<p>—————</p>

〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
<p>※1. 発行済投資口数 169,380 口</p>	<p>—————</p>

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成 18 年 7 月 31 日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成 18 年 1 月 31 日現在)
現金及び預金 1,913,829 千円	現金及び預金 1,645,114 千円
信託現金及び信託預金 11,262,773	信託現金及び信託預金 11,797,218
使途制限付信託預金 (注) <u>△9,710,428</u>	使途制限付信託預金 (注) <u>△10,102,733</u>
現金及び現金同等物 <u>3,466,174 千円</u>	現金及び現金同等物 <u>3,339,599 千円</u>
(注) テナントから預かっている敷金保証金の返還のために留保されている信託預金であります。	(注) テナントから預かっている敷金保証金の返還のために留保されている信託預金であります。

〔リース取引に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
オペレーティング・リース取引 (単位：千円)	オペレーティング・リース取引 (単位：千円)
(借主側)	(借主側)
未経過リース料	未経過リース料
1 年内 286,193	1 年内 286,193
1 年超 <u>2,510,698</u>	1 年超 <u>2,653,794</u>
合計 2,796,891	合計 2,939,988
(貸主側)	(貸主側)
未経過リース	未経過リース料
1 年内 5,481,788	1 年内 5,555,111
1 年超 <u>29,286,439</u>	1 年超 <u>33,899,248</u>
合計 34,768,228	合計 39,454,359

〔有価証券に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
本投資法人は、有価証券取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

〔デリバティブ取引に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
本投資法人は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

〔退職給付に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
本投資法人は、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。	同左

〔税効果会計に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 <div style="text-align: right;">(平成 18 年 7 月 31 日現在)</div> <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(繰延税金資産)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">19</td> </tr> </table>	(繰延税金資産)		未払事業税損金不算入額	19	繰延税金資産合計	19	(繰延税金資産の純額)	19	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 <div style="text-align: right;">(平成 18 年 1 月 31 日現在)</div> <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(繰延税金資産)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">19</td> </tr> </table>	(繰延税金資産)		未払事業税損金不算入額	19	繰延税金資産合計	19	(繰延税金資産の純額)	19				
(繰延税金資産)																					
未払事業税損金不算入額	19																				
繰延税金資産合計	19																				
(繰延税金資産の純額)	19																				
(繰延税金資産)																					
未払事業税損金不算入額	19																				
繰延税金資産合計	19																				
(繰延税金資産の純額)	19																				
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <div style="text-align: right;">(単位：%)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">39.39</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">△39.38</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">0.02</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">0.03</td> </tr> </table>	法定実効税率	39.39	(調整)		支払分配金の損金算入額	△39.38	その他	0.02	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.03	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <div style="text-align: right;">(単位：%)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">39.39</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">△39.37</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">0.02</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">0.04</td> </tr> </table>	法定実効税率	39.39	(調整)		支払分配金の損金算入額	△39.37	その他	0.02	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.04
法定実効税率	39.39																				
(調整)																					
支払分配金の損金算入額	△39.38																				
その他	0.02																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.03																				
法定実効税率	39.39																				
(調整)																					
支払分配金の損金算入額	△39.37																				
その他	0.02																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.04																				

〔持分法損益等に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
本投資法人には関連会社は一切存在せず、該当事項はありません。	同左

〔関連当事者との取引に関する注記〕

当期（自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	堀江 正博	本投資法人 執行役員 兼 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 代表取締役	—	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社への資産運用報酬の支払	718,490	未払金	479,688

(注 1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注 2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

本投資法人の執行役員である堀江正博が第三者（東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、本投資法人の規約に定められた取引条件によっております。

前期（自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	堀江 正博	本投資法人 執行役員 兼 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 代表取締役	—	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社への資産運用報酬の支払	524,615	未払金	306,580

(注 1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注 2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

本投資法人の執行役員である堀江正博が第三者（東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、本投資法人の規約に定められた取引条件によっております。

〔1口当たり情報に関する注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
1口当たり純資産額 600,860 円 1口当たり当期純利益金額 22,162 円 なお、1口当たり当期純利益金額は、当期純利益金額を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。	1口当たり純資産額 592,877 円 1口当たり当期純利益 14,200 円 なお、1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。

(注) 1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日
当期純利益金額 (千円)	3,753,792	2,401,634
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益金額 (千円)	3,753,792	2,401,634
期中平均投資口数 (口)	169,380	169,131

〔重要な後発事象の注記〕

当 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日	前 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日														
該当事項はありません。	<p>1. 固定資産の譲渡について 平成 18 年 3 月 29 日付で以下の資産の譲渡について信託受益権譲渡契約を締結いたしました。 これは、本投資法人の規約に定める「資産運用の対象及び方針」に基づき譲渡を行うものです。</p> <p>①譲渡資産の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>譲渡資産</th> <th>信託受益権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物件名称</td> <td>横浜山下町ビル (ハニーズニューヨーク横浜店)</td> </tr> <tr> <td>所在地 (住居表示)</td> <td>神奈川県横浜市中区山下町 36 番 1</td> </tr> <tr> <td>譲渡価額(注)</td> <td>6,480,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)但し、固定資産税、都市計画税及び消費税等を除きます。</p> <p>②譲渡先の概要</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>横浜元町プロパティーズ特定目的会社</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>取締役 長縄 順一</td> </tr> </tbody> </table> <p>③譲渡の日程 平成 18 年 3 月 29 日：受益権譲渡契約書締結 平成 18 年 4 月 26 日：物件引渡し（予定）</p> <p>④当該事象の損益に与える影響額 営業収益として不動産等売却益 約 1,636 百万円を計上する予定です。</p>	譲渡資産	信託受益権	物件名称	横浜山下町ビル (ハニーズニューヨーク横浜店)	所在地 (住居表示)	神奈川県横浜市中区山下町 36 番 1	譲渡価額(注)	6,480,000 千円	名称	横浜元町プロパティーズ特定目的会社	本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号	代表者	取締役 長縄 順一
譲渡資産	信託受益権														
物件名称	横浜山下町ビル (ハニーズニューヨーク横浜店)														
所在地 (住居表示)	神奈川県横浜市中区山下町 36 番 1														
譲渡価額(注)	6,480,000 千円														
名称	横浜元町プロパティーズ特定目的会社														
本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号														
代表者	取締役 長縄 順一														

(2) 発行済投資口数の増減

当期及び前期以前の増資等の状況は以下の通りです。

払込年月日	摘 要	発行済投資口数（口）		出資総額（百万円）		備 考
		増減数	残 高	増減数	残 高	
平成 15 年 6 月 20 日	私募設立	400	400	200	200	(注 1)
平成 15 年 9 月 10 日	公募増資	97,600	98,000	49,917	50,117	(注 2)
平成 16 年 8 月 3 日	公募増資	42,000	140,000	26,481	76,599	(注 3)
平成 16 年 8 月 25 日	第三者割 当増資	2,000	142,000	1,261	77,860	(注 4)
平成 17 年 8 月 1 日	公募増資	26,700	168,700	19,658	97,519	(注 5)
平成 17 年 8 月 26 日	第三者割 当増資	680	169,380	500	98,019	(注 6)

(注1) 1口当たり発行価格 500,000 円にて本投資法人が設立されました。

(注2) 1口当たり発行価格 530,000 円（発行価額 511,450 円）にて、新規物件の取得資金の調達等を目的とする公募新投資口を発行いたしました。

(注3) 1口当たり発行価格 652,484 円（発行価額 630,512 円）にて、新規物件の取得資金及び短期借入金の返済等を目的とする公募新投資口を発行いたしました。

(注4) 1口当たり発行価額 630,512 円にて、新規物件の取得資金及び短期借入金の返済等を目的とする第三割当により新投資口を発行いたしました。

(注5) 1口当たり発行価格 761,950 円（発行価額 736,292 円）にて、新規物件の取得資金及び短期借入金の返済等を目的とする公募新投資口を発行いたしました。

(注6) 1口当たり発行価額 736,292 円にて、新規物件の取得資金及び短期借入金の返済等を目的とする第三割当により新投資口を発行いたしました。

4. 役員の異動

当期において、該当事項はありません。

5. 参考情報

(1) 投資状況

資産の種類	用途	地域	当 期 (平成 18 年 7 月 31 日現在)		前 期 (平成 18 年 1 月 31 日現在)		
			保有総額 (千円)	資産総額 に対する 比率 (%)	保有総額 (千円)	資産総額 に対する 比率 (%)	
不動産	商業施設	東京都心 5 区 地域・東急沿 線地域	6,677,982	3.9	6,682,306	3.9	
		その他	—	—	—	—	
		小 計	6,677,982	3.9	6,682,306	3.9	
	オフィス	東京都心 5 区 地域・東急沿 線地域	8,722,117	5.0	8,785,961	5.1	
		その他	—	—	—	—	
		小 計	8,722,117	5.0	8,785,961	5.1	
合 計		15,400,099	8.9	15,468,268	9.0		
その他の 資産	不動産等 を主な信 託財産と する信託 受益権	商業施設	東京都心 5 区 地域・東急沿 線地域	58,431,108	33.8	63,436,653	36.9
			その他	16,498,999	9.5	9,568,398	5.6
			小 計	74,930,107	43.3	73,005,051	42.5
	オフィス	東京都心 5 区 地域・東急沿 線地域	68,198,818	39.4	68,630,890	40.0	
		その他	—	—	—	—	
		小 計	68,198,818	39.4	68,630,890	40.0	
	合 計		143,128,926	82.8	141,635,942	82.5	
	預金・その他の資産		14,400,556	8.3	14,687,012	8.5	
	資産総額計		172,929,582	100.0	171,791,223	100.0	

	当 期 (平成 18 年 7 月 31 日現在)		前 期 (平成 18 年 1 月 31 日現在)	
	貸借対照表計上額 (千円)	資産総額に対する 比率 (%)	貸借対照表計上額 (千円)	資産総額に対する 比率 (%)
負債総額	71,155,985	41.1	71,369,779	41.5
純資産総額	101,773,597	58.9	100,421,444	58.5

(注 1) 「地域」については、後記「投資法人の運用及び分配に関する基本方針 (1) 投資方針 b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準 ③ 地域」をご参照下さい。

(注 2) 「保有総額」は、期末日現在の貸借対照表計上額（不動産等については、減価償却後の帳簿価額）によります。

(2) 投資不動産物件

本投資法人は、投資資産について、不動産のほか、不動産信託受益権の信託財産である不動産（以下、当該不動産の土地を「信託土地」、建物を「信託建物」といい、両者併せて「信託不動産」といいます。）により保有しております。このため、参照の便宜上、不動産に加えて信託不動産についても本項に含めて記載しております。

以下に記載する事項の説明は以下の通りです。

- ・ 原則として平成 18 年 7 月 31 日を基準としております。
- ・ 記載した数値は、以下、特に記載のない限り、記載未満の数値はいずれも、金額は切捨て、比率は小数点第 2 位を四捨五入して記載しております。このため各項目の数値の和が、合計と一致しない場合があります。
- ・ 「用途区分」は、本投資法人が保有する物件を R 型（商業施設）及び O 型（オフィス）に分類したものです。
- ・ 「所在地（地番）」、「地積」、「延床面積」、「構造・階数」及び「竣工年月」は、登記簿上の記載に基づいています。なお、登記簿上の記載は、当該不動産の現況とは一致しない場合があります。
- ・ 「地積」は、建物の敷地全体の面積を記載しております。QFRONT（キューフロント）、世田谷ビジネススクエア、りそな・マルハビル及び TOKYU REIT 虎ノ門ビル（平成 18 年 2 月 1 日に「藤田観光虎ノ門ビル」より名称変更しております。）については、それぞれ他の区分所有者の所有地及び他の共有者の持分を含みます。なお、TOKYU REIT 虎ノ門ビルについては敷地権の設定面積です。また、QFRONT（キューフロント）の括弧内の数値は、信託不動産に係る敷地の面積です。詳細は、後記「② 個別不動産等の概要」記載の注記部分をご参照下さい。
- ・ 「延床面積」は、建物の一棟全体の面積を記載しております。QFRONT（キューフロント）、世田谷ビジネススクエア、りそな・マルハビル及び TOKYU REIT 虎ノ門ビルについては、それぞれ他の区分所有者の所有に係る専有部分及び共有部分又は他の共有者の持分を含みます。QFRONT（キューフロント）及びりそな・マルハビルの括弧内の数値は、信託不動産に係る専有部分の面積です。TOKYU REIT 虎ノ門ビルの括弧内の数値は、敷地権の共有持分割合である 73.585% を乗じた専有部分の面積です。詳細は、後記「② 個別不動産等の概要」記載の注記部分をご参照下さい。
- ・ 「構造・階数」の「S」という略称は鉄骨造を、「RC」という略称は鉄筋コンクリート造を、「SRC」という略称は鉄骨鉄筋コンクリート造をそれぞれ表しております。
- ・ 「築年数」は、竣工年月から平成 18 年 7 月 31 日までの経過年数を表示しております。
- ・ 「投資比率」は、資産総額に対する貸借対照表計上額の比率を記載しております。
- ・ 「期末算定価額」は、価格時点を平成 18 年 7 月 31 日として、TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア、ビーコンヒルプラザ（イトーヨーカドー能見台店）及び湘南モルフィル（底地）については株式会社ヒロ&リーエスネットワーク及びジョーンズ ラング ラサール株式会社、cocoti（ココチ）については大和不動産鑑定株式会社、その他の物件については財団法人日本不動産研究所により作成された調査報告書の調査価格に基づきそれぞれ記載しております。
- ・ 「テナント数」は、1 テナントが複数の貸室を賃借している場合、同一物件については 1 テナントとして、複数の物件にわたる場合には、複数テナントとする方法で延べテナント数を記載しております。また、QFRONT（キューフロント）については、ビルの壁面について、LED 大型映像装置等の設置及び看板の掲出等を目的として賃借している 1 テナント（東京急行電鉄株式会社（以下「東急電鉄」といいます。)) を含んでいます。第 2 東急鷺沼ビルのテナント数には、駐車場部分のみを賃借している 1 テナントを含みません。東京日産台東ビルのテナント数には、住居部分の賃借人（7 社（うち 1 社は事務所部分も賃借している)) を含みます。
- ・ 「総賃貸面積」は、総賃貸可能面積のうち実際に賃貸借契約が締結され貸付けが行われている契約書上の面積（駐車場、袖看板等の賃貸借契約は含みません。）を記載しております。なお、東急鷺沼ビル（さぎ沼とうきゅう）、ビーコンヒルプラザ（イトーヨーカドー能見台店）及び東急南平台町ビルについては、駐車場の面積を含みます。また、QFRONT（キューフロント）については、他の区分所有者の専有部分についても、信託受託者が賃借の上、信託不動産と一括して賃貸しているため、これらの部分の面積を含みます。また、他の所有者との共有物件である世田谷ビジネススクエアについては、建物全体の総賃貸面積に共有持分割合である 55% を乗じて得た値を記載しております。また、TOKYU REIT 虎ノ門ビルについては、他の区分所有者と共有する専有部分及び他の区分所有者（2 階部分のみ）の専有部分についても本投資法人が賃借の上、単独で所有する専有部分と合わせて賃貸しているため、これらの部分の面積を含みます。また、湘南モルフィル（底地）については、土地の賃貸借面積を記載しております。

- ・ 「総賃貸可能面積」は、建物、施設及び土地における貸付けが可能な事務所、店舗、倉庫及び土地の契約書及び図面上の合計面積（共用部分等を貸付けている場合には当該面積を含みません。）を記載しております。なお、東急鷺沼ビル（さぎ沼とうきゅう）、ビーコンヒルプラザ（イトーヨーカドー一能見台店）及び東急南平台町ビルについては、駐車場の面積を含みます。また、QFRONT（キューフロント）については、他の区分所有者の専有部分についても、信託受託者が賃借の上、信託不動産と一括して賃貸しているため、これらの部分の面積を含みます。また、他の所有者との共有物件である世田谷ビジネススクエアについては、建物全体の総賃貸可能面積に共有持分割合である55%を乗じて得た値を記載しております。また、TOKYU REIT 虎ノ門ビルについては、他の区分所有者と共有する専有部分及び他の区分所有者（2階部分のみ）の専有部分についても本投資法人が賃借の上、単独で所有する専有部分と合わせて賃貸しているため、これらの部分の面積を含みます。また、湘南モールフィル（底地）については、土地の賃貸借面積を記載しております。
- ・ 「総賃貸面積」及び「総賃貸可能面積」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
- ・ 「オフィス基準階専有面積」は、2階以上で、当該建物の標準的なフロアについての専有面積を記載しております。なお、他の所有者との共有物件である世田谷ビジネススクエアについては、他の共有者持分を含む1フロアの面積を記載しております。
- ・ 「月額賃料総額」は、当該不動産等に係る貸室賃料、地代、共益費、駐車料、倉庫使用料、看板使用料等を含み、千円未満を切捨てて記載しております。「月額賃料総額」は、平成18年7月31日時点のデータに基づいて記載しております。なお、QFRONT（キューフロント）、TOKYU REIT 表参道スクエア及びcocoti（ココチ）の一部のテナントにおいて、賃料の一部が売上歩合で支払われる賃貸借契約を締結しておりますが、当該歩合賃料部分相当額は、「月額賃料総額」には含みません。また、他の所有者との共有物件である世田谷ビジネススクエアについては、建物全体の月額賃料総額に共有持分割合である55%を乗じて得た値です。また、TOKYU REIT 虎ノ門ビルについては、他の区分所有者と共有する専有部分及び他の区分所有者（2階部分のみ）の専有部分についても本投資法人が賃借の上、単独で所有する専有部分と合わせて賃貸しているため、これらの部分に係る月額賃料相当額を含みます。
- ・ 「年間賃料総額」は、円単位の「月額賃料総額」を12倍して千円未満を切捨てて算出しております。
- ・ 「敷金・保証金」は、各不動産に関してテナント等から預託を受けている敷金の合計額又は保証金の合計額を記載しております。世田谷ビジネススクエアについても、テナント等から預託を受けている敷金の総額を記載しております。
- ・ 「長期修繕の費用見積」は、各不動産について次表に示す作成者により調査・作成された建物状況評価報告書に基づく長期的修繕費用予測（次表の報告書の作成年を含む15年間）の合計金額を記載しております。金額には劣化、損傷、損失した部位、部分について初期の機能を回復するまでの機器及び部位全体の交換、部分修理、部分取替え、塗替え、貼替え、解体修理、並びにその工事に付随して発生する費用（養生、解体、撤去、搬入、据付、一般的な施工会社が必要とする経費・保険料等）を含みますが、初期の能力を超える機能の向上等に必要となる費用は含まれておりません。なお、TOKYU REIT 表参道スクエアについては平成16年8月20日に、QFRONT（キューフロント）、第2東急鷺沼ビル、世田谷ビジネススクエア、東急南平台町ビル、東急桜丘町ビル及びTOKYU REIT 赤坂檜町ビルについては平成18年1月20日に、レキシントン青山、東京日産台東ビル及びTOKYU REIT 蒲田ビルについては平成18年7月4日に再取得した長期的修繕費用予測の合計金額を記載しております。また、QFRONT（キューフロント）については建物全体に関する長期修繕費用の見積額を、世田谷ビジネススクエアについては建物全体に関する長期修繕費用の見積額に共有持分割合である55%を乗じて得た値を、りそな・マルビルについては信託建物である専有部分及び共用部分の共有持分に係る長期修繕費用の見積額を、TOKYU REIT 虎ノ門ビルについては建物全体に関する長期修繕費用見積額に本投資法人の区分所有権及び区分所有権の共有部分の保有割合である73.585%を乗じて得た値を、それぞれ記載しております。建物状況評価報告書の作成については、資産運用会社で定める指定業者3社（本書の日付現在）の中から委託しております。

<建物状況評価報告書の作成者、調査対象物件及び作成年月日>

作成者	調査対象物件		作成年月日
株式会社イー・アール・エス	R	QFRONT (キューフロント)	平成 14 年 8 月 7 日
	R	レキシントン青山	平成 15 年 3 月 17 日
	R	TOKYU REIT 表参道スクエア	平成 14 年 11 月 29 日
	R	東急鷺沼ビル (さぎ沼とうきゅう)	平成 15 年 4 月 30 日
	R	第 2 東急鷺沼ビル	平成 14 年 11 月 8 日
	R	TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア	平成 15 年 10 月 24 日
	R	ビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店)	平成 16 年 2 月 9 日
	R	cocoti (ココチ)	平成 17 年 2 月 15 日
	O	世田谷ビジネススクエア	平成 14 年 11 月 8 日
	O	東急南平台町ビル	平成 14 年 11 月 8 日
	O	東急桜丘町ビル	平成 14 年 11 月 8 日
	O	東京日産台東ビル	平成 15 年 1 月 31 日
	O	TOKYU REIT 赤坂檜町ビル	平成 14 年 11 月 29 日
	O	りそな・マルハビル	平成 15 年 7 月 25 日
	O	TOKYU REIT 虎ノ門ビル	平成 16 年 9 月 6 日
清水建設株式会社	O	TOKYU REIT 蒲田ビル	平成 15 年 3 月 26 日

- 「地震リスク分析における予想最大損失率 (PML)」の合計欄は、ポートフォリオ全体の PML を記載しております。PML については、後記「投資法人の運用及び分配に関する基本方針 (1) 投資方針 b. 投資態度 (ハ) 物件関連業務運用基準 ⑥ 損害保険等の付保方針」をご参照下さい。PML 及び予想損失日数は、株式会社イー・アール・エス及び応用アール・エム・エス株式会社作成の地震リスク分析報告書に基づいています。ここにいる損失の対象は、物的損失のみとし、人命や周辺施設への派生的被害は考慮いたしません。また、被害要因は、構造被害や設備、内外装被害を対象とし、自己出火による地震火災及び周辺施設からの延焼被害については考慮いたしません。
- 「最寄り駅からの所要時間」は不動産の表示に関する公正競争規約に基づき、道路距離 80m につき 1 分間を要するものとして算出した数値です。
- 「代表的テナント」とは、月額賃料支払額上位 3 社をいいます。
- 「地域」については、後記「投資法人の運用及び分配に関する基本方針 (1) 投資方針 b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準 ③ 地域」をご参照下さい。「(渋谷)」と記載されているものは、当該不動産の最寄り駅が渋谷駅であることを示しております。
- 「取得価格」は、当該不動産等の取得に要した諸費用 (売買媒介手数料、公租公課等) を含まない金額 (不動産売買契約書に記載された売買代金、信託受益権譲渡契約書又は受益権準共有持分売買契約書に記載された不動産等の譲渡金額) を記載しております。
- 「取得時鑑定評価額」は、TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア及びビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店) については株式会社ヒロ&リーエスネットワーク及びジョーンズ ラング ラサール株式会社、cocoti (ココチ) については大和不動産鑑定株式会社、その他の物件については財団法人日本不動産研究所により作成された取得時における不動産鑑定評価書の鑑定評価額に基づきそれぞれ記載しております。鑑定評価については、資産運用会社で定める指定業者 7 社 (本書の日付現在) の中から委託しております。
- 世田谷ビジネススクエア、りそな・マルハビル及び TOKYU REIT 虎ノ門ビルの第 6 期の「減価償却費等」には、それぞれ固定資産除却損 80 千円、2,021 千円及び 26,856 千円を含んでおります。
- TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエアの第 5 期の「不動産賃貸事業収益」には、工事負担金受入額 63,190 千円は含まれません。
- 東急不動産株式会社は「東急不動産」、株式会社東急ストアは「東急ストア」と記載しております。以下、同じです。

① 不動産等の概要

<不動産等の概要 1>

用途区分	物件名	所在地（地番）	地積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造・階数	竣工年月	築年数 (年)	所有形態	
								土地	建物
R	QFRONT (キューフロント)	東京都渋谷区 宇田川町 75 番 8 ほか	784.26 (728.30)	6,692.14 (4,821.09)	SRC・S B3/8F	平成 11 年 10 月	6.8	所有権	区分所有権
R	レキシントン青山	東京都港区南青山 五丁目 235 番 7 ほか	776.59	2,342.21	S・RC B1/4F	平成 10 年 1 月	8.6	所有権	所有権
R	TOKYU REIT 表参道スクエア	東京都渋谷区 神宮前四丁目 3 番 18	1,259.21	3,321.20	S・SRC B1/4F	昭和 60 年 10 月	20.8	所有権	所有権
R	東急鷺沼ビル (さぎ沼とうきゅう)	神奈川県川崎市宮前区 鷺沼一丁目 1 番	5,658.00	18,320.87	RC B1/4F	昭和 53 年 9 月	27.9	所有権	所有権
R	第 2 東急鷺沼ビル	神奈川県川崎市宮前区 小台一丁目 18 番 5	1,807.21	4,409.50	SRC B2/4F	昭和 54 年 10 月	26.8	所有権	所有権
R	TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア	東京都渋谷区 宇田川町 86 番 2	679.27	<建物 1> 1,473.10 <建物 2> 56.39	<建物 1> S 3F <建物 2> S 2F	<建物 1> 平成 10 年 7 月 <建物 2> 平成 7 年 6 月	<建物 1> 8.0 <建物 2> 11.2	所有権	所有権
R	ピーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店)	神奈川県横浜市金沢区 能見台東 88 番 1 ほか	17,318.78	46,587.87	SRC B2/4F	平成 10 年 6 月	8.1	所有権	所有権
R	cocoti (ココチ)	東京都渋谷区渋谷 一丁目 23 番 1	1,705.35	11,847.87	S・SRC B2/12F	平成 16 年 9 月	1.8	所有権	所有権
R	湘南モールフィル (底地)	神奈川県藤沢市辻堂新 町四丁目 4300 番 1	44,078.12	—	—	—	—	所有権	—
O	世田谷ビジネススクエア	東京都世田谷区用賀 四丁目 260 番 2 ほか	21,315.68	94,373.72	SRC・RC・S B2/28F	平成 5 年 9 月	12.8	所有権 (共有 持分割合 55%)	所有権 (共有 持分割合 55%)
O	東急南平台町ビル	東京都渋谷区 南平台町 12 番 3	2,013.28	7,003.88	SRC B2/5F	平成 4 年 7 月	14.1	所有権	所有権
O	東急桜丘町ビル	東京都渋谷区 桜丘町 109 番 9	1,013.03	6,505.39	SRC B3/9F	昭和 62 年 6 月	19.2	所有権	区分所有権 (注)
O	東京日産台東ビル	東京都台東区元浅草 二丁目 120 番 2 ほか	1,718.45	11,373.20	SRC B2/10F	平成 4 年 9 月	13.9	所有権	所有権
O	TOKYU REIT 赤坂檜町ビル	東京都港区赤坂 六丁目 1401 番 ほか	866.61	4,058.92	RC 7F	昭和 59 年 8 月	22.0	所有権	所有権
O	TOKYU REIT 蒲田ビル	東京都大田区 蒲田五丁目 13 番 7	1,642.86	10,244.51	S・SRC B1/9F	平成 4 年 2 月	14.5	所有権	所有権
O	りそな・マルハビル	東京都千代田区大手町 一丁目 2 番 1 ほか	6,893.71	74,379.30 (19,542.77)	S・SRC B4/25F	昭和 53 年 11 月	27.8	所有権 (共有 持分割合 27%)	区分所有権
O	TOKYU REIT 虎ノ門ビル	東京都港区虎ノ門三丁 目 45 番 6	1,728.38	15,343.73 (9,688.59)	SRC・RC B2/9F	昭和 63 年 4 月	18.3	所有権 (共有 持分割合 73.585%)	区分所有権 及び 区分所有権 の共有

(注) 東急桜丘町ビルについては、一棟の建物のすべての区分所有権が信託されています。

<不動産等の概要2>

用途区分	物件名	貸借対照表計上額(千円)	投資比率(%)	期末算定価額(千円)	テナント数	総賃貸面積(m ²)	総賃貸可能面積(m ²)	オフィス基準階専有面積(m ²)	稼働率(%)
R	QFRONT (キューフロント)	14,784,938	8.5	18,500,000	4	4,544.07	4,544.07	—	100.0
R	レキシントン青山	4,771,732	2.8	6,890,000	2	2,241.76	2,241.76	—	100.0
R	TOKYU REIT 表参道スクエア	5,771,072	3.3	6,500,000	4	2,702.42	2,702.42	—	100.0
R	東急鷺沼ビル (さぎ沼とうきゅう)	6,821,896	3.9	8,700,000	1	19,610.06	19,610.06	—	100.0
R	第2 東急鷺沼ビル	1,274,927	0.7	1,610,000	1	1,284.60	1,284.60	—	100.0
R	TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア	6,677,982	3.9	8,070,000	2	1,543.05	1,543.05	—	100.0
R	ビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店)	9,472,886	5.5	9,660,000	1	50,285.89	50,285.89	—	100.0
R	cocoti (ココチ)	25,006,541	14.5	24,500,000	16	8,319.95	8,319.95	—	100.0
R	湘南モルフィル (底地)	7,026,112	4.1	6,760,000	1	44,078.12	44,078.12	—	100.0
O	世田谷ビジネススクエア	20,992,366	12.1	28,300,000	57	24,696.33	24,931.53	1,162.25	99.1
O	東急南平台町ビル	4,515,992	2.6	5,560,000	1	7,148.18	7,148.18	1,129.66	100.0
O	東急桜丘町ビル	6,502,155	3.8	7,710,000	2	4,737.19	4,737.19	504.67	100.0
O	東京日産台東ビル	4,219,054	2.4	4,970,000	13	7,947.25	7,947.25	778.76	100.0
O	TOKYU REIT 赤坂檜町ビル	3,539,887	2.0	4,270,000	5	3,206.25	3,206.25	450.56	100.0
O	TOKYU REIT 蒲田ビル	4,469,696	2.6	5,600,000	4	7,337.82	7,337.82	850.71	100.0
O	りそな・マルハビル	23,959,666	13.9	29,000,000	3	14,414.99	14,414.99	1,735.74	100.0
O	TOKYU REIT 虎ノ門ビル	8,722,117	5.0	11,200,000	6	9,997.69	9,997.69	1,182.80	100.0
	合計	158,529,025	91.7	187,800,000	123	214,095.62	214,330.82	—	99.9

(注) 不動産の一部につき、次表に示す通り、平成18年7月31日までに解約の通知を受領し、平成18年8月1日以降に賃貸借契約が終了するテナント (かかるテナントに係る賃貸面積を、次表において「解約 (予定) 面積」といいます。)、及び、平成18年7月31日までに新規の賃貸借契約が締結され、平成18年8月1日以降に引渡しを行うテナント (かかるテナントに係る賃貸 (予定) 面積を、次表において「新規成約面積」といいます。) があります。なお、次表のうち他の所有者との共有物件である世田谷ビジネススクエアの解約 (予定) 面積及び新規成約面積は、全体の面積に共有持分割合である55%を乗じて得た値です。また、定期借家契約期間満了に伴い、同一テナントとの再契約が予定されている、或いは再契約交渉中のテナントについては記載の対象外としております。

<解約 (予定) 面積及び新規成約面積の一覧>

物件名	解約 (予定) 面積 (m ²)	新規成約面積 (m ²)
cocoti (ココチ)	84.10	84.10
世田谷ビジネススクエア	869.86	22.40
東京日産台東ビル	82.70	—
合計	1,036.66	106.50

<不動産等の概要3>

用途 区分	物件名	月額賃料総額 (千円)	年間賃料総額 (千円)	敷金・ 保証金 (千円)	長期修繕の 費用見積 (千円)	地震リスク分析 における予想 最大損失率 (PML) (%)	地震リスク 分析における 予想損失日数 (日)	地震保険 付保の 有無
R	QFRONT (キューフロント)	90,616	1,087,393	2,518,621	279,028	6.7	24	無
R	レキシントン青山	26,555	318,666	252,956	52,435	5.0	24	無
R	TOKYU REIT 表参道スクエア	25,868	310,420	291,551	81,900	11.3	28	無
R	東急鷺沼ビル (さぎ沼とうきゅう)	51,645	619,744	294,897	1,232,974	12.3	30	無
R	第2 東急鷺沼ビル	10,389	124,674	101,188	178,733	12.1	30	無
R	TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア	28,054	336,648	243,908	29,440	15.8	36	無
R	ビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店)	50,044	600,532	4,820,505	123,500	9.8	28	無
R	cocoti (ココチ)	105,406	1,264,875	756,365	101,910	11.4	28	無
R	湘南モールフィル (底地)	29,000	348,000	290,000	—	—	—	—
O	世田谷ビジネススクエア	164,855	1,978,262	2,940,777	2,226,165	5.6	28	無
O	東急南平台町ビル	28,494	341,934	156,863	273,563	12.8	29	無
O	東急桜丘町ビル	37,883	454,596	373,602	459,786	13.9	31	無
O	東京日産台東ビル	33,912	406,953	272,677	813,825	10.6	26	無
O	TOKYU REIT 赤坂檜町ビル	21,179	254,156	217,801	196,149	12.6	30	無
O	TOKYU REIT 蒲田ビル	31,809	381,714	374,888	491,004	11.0	32	無
O	りそな・マルハビル	122,308	1,467,699	1,259,749	1,489,828	7.7	26	無
O	TOKYU REIT 虎ノ門ビル	65,442	785,312	618,726	237,466	9.2	24	無
	合 計	923,465	11,081,585	15,785,080	8,267,706	6.0	—	—

② 個別不動産等の概要

[R] QFRONT (キューフロント)				
物件名	QFRONT (キューフロント)		用途	商業施設
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域・東急沿線地域(渋谷)
所在地	(地番) 東京都渋谷区宇田川町75番8ほか (住居表示) 東京都渋谷区宇田川町21番6号		売主	キューエフ・アセット・ファンディング有限会社
最寄り駅からの所要時間	JR山手線・東急東横線・東急田園都市線・京王井の頭線・東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線「渋谷」駅 徒歩約1分		取得年月日	平成15年9月10日
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
地積(注1)	784.26㎡	延床面積(注2)	6,692.14㎡	
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下3階付8階建		信託契約期間満了日	平成19年11月30日
			取得価格(注4)	(土地) 12,125百万円 (建物) 2,974百万円 (合計) 15,100百万円
竣工年月	平成11年10月		取得時鑑定評価額	15,100百万円
代表的テナント(注3)	株式会社TSUTAYA STORES、東急電鉄株式会社ぶん楽		所有形態(注5)	(土地) 所有権 (建物) 区分所有権
PM会社	東急電鉄			
PML	6.7%			

- (注1) 信託建物の敷地全体の面積(建物の他の区分所有者の所有部分を含みます。信託不動産を構成する土地の面積は728.30㎡です。)
(注2) 信託建物一棟の延床面積(建物の他の区分所有者の専有部分457.91㎡及び共用部分1,413.14㎡を含みます。信託不動産に係る専有部分の面積は登記簿上は地下3階から8階までの合計4,821.09㎡です。)
(注3) テナントには、ビルの壁面を、LED大型映像装置等の設置及び看板の掲出等を目的として賃借している1テナントを含みます。
(注4) 取得価格には、信託その他無形固定資産として商標権809千円を含みます。
(注5) 他の区分所有者: 法人1社及び個人2名による共有並びに法人1社

< 賃貸借及び損益の状況 > (単位: 千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	590,447	600,707
	その他の賃貸事業収入	538,304	549,239
		52,143	51,467
賃貸事業費用	水道光熱費	294,468	288,528
	外注委託費	40,517	40,925
	プロパティ・マネジメント報酬	62,856	61,343
	修繕費	19,275	19,239
	公租公課	3,262	1,733
	損害保険料	40,763	39,944
	減価償却費等	1,251	1,153
	その他賃貸事業費用	60,148	59,844
		66,392	64,343
	不動産賃貸事業利益	295,978	312,179
減価償却費等控除前利益(NOI)	356,127	372,023	
資本的支出額	2,245	1,213	
期末算定価額	17,500,000	18,500,000	
期末貸借対照表計上額	信託土地	14,843,569	14,784,938
	上記信託土地以外の信託不動産等	12,147,079	12,147,079
		2,696,489	2,637,858

< 物件紹介 >

全国屈指の拠点商業地である渋谷の駅前に立地するQFRONT(キューフロント)は、CD及びビデオレンタル販売の大型専門店である株式会社TSUTAYA STORESを中心とした専門店ビルです。1、2階のカフェ、7階の映画館及び8階の飲食店が複合されており、またビルの壁面を利用した映像広告が特徴的なビルであり、東京を代表する商業施設の一つとして、各種メディアにも取り上げられています。

< 特記事項 >

1. 信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者その他の区分所有者は、数筆に分かれた敷地について、敷地利用権をそれぞれ単独で有しており(いわゆる分有)その有する専有部分とその敷地利用権とを分離して処分することができます。
2. 信託建物の敷地について、元所有者が他の敷地所有者との間で各敷地所有者の区分所有権行使に必要な範囲で互いに無償使用することを相互に確認する旨の建築基本協定を締結しております。
3. 信託受託者は、本建物の他の区分所有者の専有部分について賃借し(それに伴い、信託受託者は保証金を差し入れています。)、信託不動産と一体として、各テナントへ賃貸(他の区分所有者の専有部分については転賃)しております。
4. 本書の日付現在、信託土地と、他の区分所有者が所有する土地との境界及び公有地との境界に関しては、境界確認書等の取り交わしはなされておられません。

[R] レキシントン青山				
物件名	レキシントン青山		用途	商業施設
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域
所在地	(地番) 東京都港区南青山五丁目235番7ほか (住居表示) 東京都港区南青山五丁目11番9号		売主	有限会社レプス・キャピタル・コーポレーション
最寄り駅からの所要時間	東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線・東京メトロ千代田線「表参道」駅 徒歩約5分		取得年月日	平成15年9月11日
			信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
地積	776.59㎡	延床面積	2,342.21㎡	
構造・階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		信託契約期間満了日	平成22年7月25日
竣工年月	平成10年1月		取得価格	(土地) 4,478百万円 (建物) 321百万円 (合計) 4,800百万円
テナント	株式会社ワールド エイベックス・プランニング&デベロップメント株式会社		取得時鑑定評価額	4,800百万円
PM会社	東急不動産		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権
PML	5.0%			

< 賃貸借及び損益の状況 > (単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	160,799	163,809
	その他の賃貸事業収入	151,572	152,839
		9,226	10,969
賃貸事業費用	水道光熱費	35,677	38,115
	外注委託費	10,078	7,030
	プロパティ・マネジメント報酬	4,116	4,116
	修繕費	3,388	3,632
	公租公課	66	525
	損害保険料	8,174	8,108
	減価償却費等	135	134
	その他賃貸事業費用	6,866	6,869
		2,851	7,698
	不動産賃貸事業利益	125,122	125,694
減価償却費等控除前利益 (NOI)	131,988	132,564	
資本的支出額	—	331	
期末算定価額	6,280,000	6,890,000	
期末貸借対照表計上額	信託土地	4,778,271	4,771,732
	上記信託土地以外の信託不動産等	4,485,503	4,485,503
		292,768	286,229

< 物件紹介 >

レキシントン青山は骨董通りに面した商業施設で、アパレル専門店(株式会社ワールド)が入居しております。平成18年7月には、レストラン(エイベックス・プランニング&デベロップメント株式会社; 店名「Alux」)が地下1階に開業しております。

青山地区で表参道に並ぶステイタスの骨董通りはファッションブランドの出店が相次いでおり、本物件は骨董通りでトップレベルの立地といえます。

< 特記事項 >

1. 信託土地と、その南西側に所在する隣地との境界については、当該隣地の登記名義人の相続人代表者(代表権の有無は未確認)との間に「筆界確認書」が取り交わされています。
2. 信託土地の南西側に所在する隣地については、現状、私道として無償で使用されています。
3. 信託土地の北東側に接面している道路については、現在の境界線から信託土地側に向けて約4.7m拡幅される旨の都市計画決定が昭和21年3月26日になされており、当該部分には都市計画法(昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。)に基づく建築制限があります。信託建物は事業決定に対応可能な形態で建築されています(なお、事業決定の具体的時期等については、本書の日付現在、未定です。)
4. 信託土地内に設定されているゴミ置場は、現在屋根付ゴミ置場として使用されているため、建築基準法(昭和25年法律201号。その後の改正を含みます。)上の建蔽率及び容積率対象床面積への算入対象とみなされる可能性があります。今後速やかに、使用に支障のない範囲で当該算入対象外のゴミ置場へと改修する予定です。

[R] TOKYU REIT表参道スクエア				
物件名	TOKYU REIT表参道スクエア		用途	商業施設
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域・東急沿線地域
所在地	(地番) 東京都渋谷区神宮前四丁目3番18 (住居表示) 東京都渋谷区神宮前四丁目3番2号		売主	ティーアール・アセット・ファンディング株式会社
最寄り駅からの所要時間	東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線・東京メトロ千代田線「表参道」駅 徒歩約1分		取得年月日	平成15年9月10日
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
地積	1,259.21㎡	延床面積	3,321.20㎡	
構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		信託契約期間満了日	平成19年11月30日
竣工年月	昭和60年10月		取得価格	(土地) 5,291百万円 (建物) 478百万円 (合計) 5,770百万円
代表的テナント	株式会社スィンク ロイヤルホールディングス株式会社 株式会社ワンダーテーブル		取得時鑑定評価額	5,770百万円
PM会社	東急不動産		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権
PML	11.3%			

< 賃貸借及び損益の状況 > (単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	171,993	172,815
	その他の賃貸事業収入	153,839	154,739
		18,153	18,076
賃貸事業費用		45,612	55,779
	水道光熱費	13,577	13,699
	外注委託費	5,225	5,151
	プロパティ・マネジメント報酬	3,529	3,998
	修繕費	1,235	11,808
	公租公課	7,841	8,038
	損害保険料	201	199
	減価償却費等	11,635	11,753
	その他賃貸事業費用	2,366	1,129
	不動産賃貸事業利益	126,380	117,036
減価償却費等控除前利益 (NOI)	138,016	128,789	
資本的支出額	6,227	6,345	
期末算定価額	6,220,000	6,500,000	
期末貸借対照表計上額		5,776,480	5,771,072
	信託土地	5,296,945	5,296,945
	上記信託土地以外の信託不動産等	479,535	474,127

< 物件紹介 >

TOKYU REIT表参道スクエアは表参道駅から徒歩約1分に位置する複合商業施設です。地下1階にはシュラスコ料理店（株式会社ワンダーテーブル；店名「バルバッコアグリル」）、1階にレストラン（ロイヤルホールディングス株式会社；店名「Royal Host」）が入居しております。1階から3階にはスポーツジム（株式会社スィンク；店名「GOLD'S GYM」）が入居しております。

< 特記事項 >

平成6年に行われた信託建物の増築工事（建物3階部分。増築面積は254.85㎡）に関しては、建築確認は受けているものの検査済証の交付を受けておりません。なお、信託建物について構造安全上問題はなく、現行の容積率、日影規制及び斜線制限について問題はない旨の専門家の意見を取得しております。

[R] 東急鷺沼ビル（さぎ沼とうきゅう）				
物件名	東急鷺沼ビル（さぎ沼とうきゅう）		用途	商業施設
特定資産の種類	信託不動産		地域	東急沿線地域
所在地	(地番) 神奈川県川崎市宮前区鷺沼一丁目1番 (住居表示) 神奈川県川崎市宮前区鷺沼一丁目1番1号		売主	鷺沼アセット・ファンディング有限公司
最寄り駅からの所要時間	東急田園都市線「鷺沼」駅 徒歩約1分		取得年月日	平成15年9月10日
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
地積	5,658.00㎡	延床面積	18,320.87㎡	
構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		信託契約期間満了日	平成25年3月31日
竣工年月	昭和53年9月		取得価格	(土地) 5,432百万円 (建物) 1,487百万円 (合計) 6,920百万円
テナント	東急ストア		取得時鑑定評価額	6,920百万円
PM会社	東急電鉄		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権
PML	12.3%			

＜賃貸借及び損益の状況＞

(単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	310,162	309,968
	その他の賃貸事業収入	—	—
	賃貸事業費用	87,808	76,380
	水道光熱費	—	—
	外注委託費	15,264	15,071
	プロパティ・マネジメント報酬	3,710	3,225
	修繕費	13,507	4,566
	公租公課	27,026	25,232
	損害保険料	625	620
	減価償却費等	26,653	26,542
	その他賃貸事業費用	1,019	1,121
不動産賃貸事業利益		222,353	233,588
減価償却費等控除前利益 (NOI)		249,006	260,130
資本的支出額		1,611	1,858
期末算定価額		8,470,000	8,700,000
期末貸借対照表計上額		6,846,579	6,821,896
	信託土地	5,446,615	5,446,615
	上記信託土地以外の信託不動産等	1,399,964	1,375,281

＜物件紹介＞

東急鷺沼ビル（さぎ沼とうきゅう）は、東急ストアが一括賃借し、「さぎ沼とうきゅう」として運営するGMS（General Merchandise Store：総合スーパー）です。本物件が立地する川崎市宮前区鷺沼は渋谷より15kmの距離にあるベッドタウンエリアで、周辺都市は人口・世帯数ともに増加傾向にあり、成長力の高い地域です。

＜特記事項＞

1. 信託建物の正面入口風除室等増築部分の一部（床面積約2㎡）は、登記がなされておられません。
2. 信託建物のバックヤード天井仕上材の一部にアスベスト含有材が使用されています。かかるアスベスト含有材は、法令に基づき、解体等廃棄する際には飛散防止の処置が必要ですが、現状の使用状態である限り特段の支障はありません。定期的に状態確認を行い、必要があれば是正措置をとります。
3. 信託建物のテナントである東急ストアは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。その後の改正を含みます。）（以下「大店立地法」といいます。）に基づき定められた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（通商産業省告示第375号。その後の改正を含みます。）を充足するため、第2東急鷺沼ビルの駐車場を賃借し、来店者の利用に供しております。

[R] 第2東急鷺沼ビル					
物件名	第2東急鷺沼ビル		用途	商業施設	
特定資産の種類	信託不動産		地域	東急沿線地域	
所在地	(地番)神奈川県川崎市宮前区小台一丁目18番5 (住居表示)未実施		売主	エヌ・エス・エス・アセット・ファンディング有限公司	
最寄り駅からの所要時間	東急田園都市線「鷺沼」駅 徒歩約1分		取得年月日	平成15年9月11日	
			信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	
地積	1,807.21㎡	延床面積	4,409.50㎡	信託契約期間満了日	平成19年12月31日
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付4階建			取得価格	(土地) 984百万円 (建物) 305百万円 (合計) 1,290百万円
竣工年月	昭和54年10月				
テナント(注)	株式会社三菱東京UFJ銀行		取得時鑑定評価額	1,290百万円	
PM会社	東急電鉄		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権	
PML	12.1%				

(注) この他、東急ストアが、信託建物の駐車場部分(駐車台数84台分)を賃借し、「さぎ沼とうきゅう」の来店者の利用に供しております。以下の<特記事項>2.及び前記「[R] 東急鷺沼ビル(さぎ沼とうきゅう)」<特記事項>3.をご参照下さい。

<賃貸借及び損益の状況>

(単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自平成17年8月1日	自平成18年2月1日
終期	至平成18年1月31日	至平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	65,397	65,213
	その他の賃貸事業収入	3,059	2,875
	賃貸事業費用	24,704	23,032
水道光熱費	3,059	2,875	
外注委託費	1,582	1,582	
プロパティ・マネジメント報酬	1,501	1,473	
修繕費	2,483	1,512	
公租公課	6,086	5,977	
損害保険料	128	127	
減価償却費等	8,958	8,982	
その他賃貸事業費用	905	501	
不動産賃貸事業利益	40,692	42,180	
減価償却費等控除前利益(NOI)	49,650	51,162	
資本的支出額	7,303	2,916	
期末算定価額	1,520,000	1,610,000	
期末貸借対照表計上額	1,280,992	1,274,927	
信託土地	988,169	988,169	
上記信託土地以外の信託不動産等	292,823	286,757	

<物件紹介>

第2東急鷺沼ビルは東急鷺沼ビル(さぎ沼とうきゅう)の駐車場の確保を目的として取得したものです。

東急ストアが大店立地法に基づき定められた指針を充足するために、駐車場部分(駐車台数84台分)を賃借し、来店者の利用に供しております。本物件は、銀行店舗と駐車場で構成されており、1階から3階が銀行店舗、地下1階から地下3階が駐車場となっています。

<特記事項>

1. 信託不動産の北西側擁壁の基礎部分が、地中にて隣地(地番18番3)に越境しております。なお、かかる越境に関しては、信託受託者と隣地所有者である東急電鉄との間で、当該擁壁が存続する限り越境を承認する旨の合意がなされています。
2. 第2東急鷺沼ビルの駐車場は、東急鷺沼ビル(さぎ沼とうきゅう)のテナントである東急ストアが、大店立地法に基づき定められた指針を充足するために、賃借しているものです(詳細は前記「[R] 東急鷺沼ビル(さぎ沼とうきゅう)」をご参照下さい。)

[R] TOKYU REIT渋谷宇田川町スクエア					
物件名	TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア		用途	商業施設	
特定資産の種類	不動産		地域	東京都心5区地域・東急沿線地域(渋谷)	
所在地	(地番) 東京都渋谷区宇田川町 86 番 2 (住居表示) <建物1> 東京都渋谷区宇田川町 25 番 10 号 <建物2> 東京都渋谷区宇田川町 25 番 5 号		売主	TC プロパティーズ株式会社	
最寄り駅からの所要時間	JR 山手線・東急東横線・東急田園都市線・京王井の頭線・東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線「渋谷」駅 徒歩約 2 分		取得年月日	平成 16 年 3 月 1 日	
			信託受託者	—	
地積	679.27 m ²	延床面積	<建物1> 1,473.10 m ² <建物2> 56.39 m ²	信託契約期間満了日	—
			構造・階数	<建物1> 鉄骨造陸屋根 3 階建 <建物2> 鉄骨造鉄板葺 2 階建	
竣工年月	<建物1> 平成 10 年 7 月 <建物2> 平成 7 年 6 月		取得価格	(土地) 6,382 百万円 (建物) 218 百万円 (合計) 6,600 百万円	
テナント	株式会社ザラ・ジャパン、株式会社ホットランド		取得時鑑定評価額	6,680 百万円	
PM 会社	東急電鉄		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権	
PML	15.8%				

< 賃貸借及び損益の状況 >

(単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日間	日数	184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	168,614	168,324
	その他の賃貸事業収入	290	—
	賃貸事業費用	22,234	22,686
減価償却費等控除前利益 (NOI)	水道光熱費	—	—
	外注委託費	—	—
	プロパティ・マネジメント報酬	1,686	1,683
	修繕費	660	459
	公租公課	15,184	15,536
	損害保険料	91	91
	減価償却費等	4,607	4,814
	その他賃貸事業費用	4	102
	不動産賃貸事業利益	146,379	145,637
減価償却費等控除前利益 (NOI)	150,986	150,451	
資本的支出額	63,279	490	
期末算定価額	7,880,000	8,070,000	
期末貸借対照表計上額	土地	6,446,436	6,446,436
	上記土地以外の不動産等	235,870	231,545

< 物件紹介 >

TOKYU REIT渋谷宇田川町スクエアは、東京有数の商業集積地である渋谷の中心部に位置し、井の頭通り、渋谷センター街という主要な商業導線に面しております。建物1のテナントであるZARAは、スペインを始めとする世界各国で924店舗(平成18年8月18日現在)を展開するカジュアル衣料を中心に取扱うブランドです。また、建物2には、飲食店(株式会社ホットランド;店名「築地銀だこ」)が入居しております。

< 特記事項 >

なし

[R] ビーコンヒルプラザ（イトーヨーカドー能見台店）

物件名	ビーコンヒルプラザ（イトーヨーカドー能見台店）		用途	商業施設
特定資産の種類	信託不動産		地域	その他
所在地	（地番）神奈川県横浜市金沢区能見台東 88 番 1 ほか （住居表示）神奈川県横浜市金沢区能見台東 3 番 1 号		売主	有限会社レオ・キャピタル・コーポレーション
最寄り駅からの所要時間	京浜急行本線「能見台」駅 徒歩約 4 分		取得年月日	平成 16 年 8 月 3 日
			信託受託者	住友信託銀行株式会社
地積	17,318.78 m ²	延床面積	46,587.87 m ²	
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付 4 階建		信託契約期間満了日	平成20年5月31日
竣工年月	平成 10 年 6 月		取得価格	（土地）5,408 百万円 （建物）4,112 百万円 （合計）9,520 百万円
テナント	株式会社イトーヨーカ堂		取得時鑑定評価額	9,560 百万円
PM 会社	東急不動産		所有形態	（土地）所有権 （建物）所有権
PML	9.8%			

< 賃貸借及び損益の状況 >

（単位：千円）

運用期間	期別	第5期	第6期
開始	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
	終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日
日数		184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	不動産賃貸事業収益	300,266	300,266
	賃貸事業収入	300,266	300,266
	その他の賃貸事業収入	—	—
賃貸事業費用	賃貸事業費用	157,243	151,073
	水道光熱費	102	89
	外注委託費	1,419	1,419
	プロパティ・マネジメント報酬	3,042	3,061
	修繕費	1,472	1,400
	公租公課	49,544	45,846
	損害保険料	1,730	1,717
	減価償却費等	95,959	95,962
	その他賃貸事業費用	3,972	1,576
	不動産賃貸事業利益	143,023	149,193
減価償却費等控除前利益 (NOI)	238,982	245,155	
資本的支出額	—	450	
期末算定価額	9,590,000	9,660,000	
期末貸借対照表計上額	期末貸借対照表計上額	9,568,398	9,472,886
	信託土地	5,585,737	5,585,737
	上記信託土地以外の不動産等	3,982,661	3,887,149

< 物件紹介 >

ビーコンヒルプラザのテナントであるイトーヨーカドー能見台店は、約7,000坪の店舗と約900台の建物内駐車場を有した大規模GMS（General Merchandise Store:総合スーパー）です。本物件は本投資法人の主な投資対象地域に所在していませんが、安定的な成長の見込める商圈に立地する物件であると判断し投資を決定いたしました。

< 特記事項 >

1. 信託建物の賃貸人である信託受託者と、賃借人である株式会社イトーヨーカ堂との間では、現在、賃料改定協議が行われています。
2. 信託不動産には、信託建物の賃貸人たる信託受託者の保証金敷金返還債務を担保するために株式会社イトーヨーカ堂を抵当権者とする抵当権が設定されています。

[R] cocoti (ココチ)					
物件名	cocoti (ココチ) (注1)		用途	商業施設	
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域・東急沿線地域(渋谷)	
所在地	(地番) 東京都渋谷区渋谷一丁目23番1 (住居表示) 東京都渋谷区渋谷一丁目23番16号		売主	有限会社ビットファースト(注2) 有限会社カシオペア・キャピタル・コーポレーション(注3)	
最寄り駅からの所要時間	JR山手線・東急東横線・東急田園都市線・京王井の頭線・東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線「渋谷」駅 徒歩約3分		取得年月日	平成17年4月6日(注2) 平成17年8月2日(注3)	
			信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	
地積	1,705.35㎡	延床面積	11,847.87㎡	信託契約期間満了日	平成20年9月30日
構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付12階建		取得価格	(土地) 17,028 百万円 (建物) 7,472 百万円 (合計) 24,500 百万円	
竣工年月	平成16年9月			取得時鑑定評価額	24,500 百万円
代表的テナント	株式会社トゥモローランド 株式会社カッシーナ・イクスシー 株式会社ロックス		取得時	所有形態	
PM会社	東急電鉄		鑑定評価額		(土地) 所有権 (建物) 所有権
PML	11.4%				

(注1) 平成18年3月20日に名称変更しております(旧 PICASSO347)。
(注2) 平成17年4月6日に信託受益権の準共有持分の60%を取得しております。
(注3) 平成17年8月2日に信託受益権の準共有持分の40%を取得しております。

＜賃貸借及び損益の状況＞ (単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		92.6%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	722,954	696,760
	その他の賃貸事業収入	643,978	643,914
		78,976	52,845
賃貸事業費用		296,396	401,693
	水道光熱費	49,944	49,471
	外注委託費	33,323	36,198
	プロパティ・マネジメント報酬	13,833	15,222
	修繕費	5,641	10,331
	公租公課	—	35,059
	損害保険料	3,137	3,120
	減価償却費等	160,762	162,790
	その他賃貸事業費用	29,753	89,499
	不動産賃貸事業利益		426,558
減価償却費等控除前利益 (NOI)		587,320	457,857
資本的支出額		10,125,005	106,417
期末算定価額		24,500,000	24,500,000
期末貸借対照表計上額		25,062,914	25,006,541
信託土地		17,554,598	17,554,598
	上記信託土地以外の信託不動産等(注)	7,508,315	7,451,942

(注) 第6期の「期末貸借対照表計上額」に信託その他無形固定資産として商標権1,975千円を含みます。

＜物件紹介＞

cocoti (ココチ) は、渋谷駅から徒歩約3分の明治通り沿いに立地しており、周辺エリアでは、カジュアルアパレルブランドを中心とする集積が進み、「裏原宿」と連担しております。本物件のテナントは、ブランドショップ、カフェ、スポーツジム等で構成され、消費者の多様なニーズに対応した建物となっています。本物件の競争力の維持・向上を図るため、平成18年3月20日にリニューアルオープンいたしました。コンセプトを再構築し名称変更すると同時に、1階エントランス及び外観の施設改修を実施しております。

＜特記事項＞

1. 信託不動産の12階には、建築確認を受けることなくテナントが設置した可動間仕切り、庇等(以下「本件造作」といいます。)がありましたが、本書日付現在、本件造作は、第6期中に撤去済です。
2. シンボルマークについて、平成18年7月28日に商標登録済です。なお、呼称及びロゴについては、商標登録に向け、手続中です。

[R] 湘南モールフィル (底地)				
物件名	湘南モールフィル (底地)		用途	商業施設
特定資産の種類	信託不動産		地域	その他
所在地	(地番) 神奈川県藤沢市辻堂新町四丁目4300番1 (住居表示) 神奈川県藤沢市辻堂新町四丁目1番1号		売主	アルファ・キャピタル有限会社
最寄り駅からの所要時間	JR東海道本線「辻堂」駅よりバス約3分または徒歩約20分、JR東海道本線・小田急江ノ島線・江ノ島電鉄「藤沢」駅よりバス約5分		取得年月日	平成18年4月28日
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
地積	44,078.12㎡	延床面積	—	
構造・階数	—		信託契約期間満了日	平成27年9月30日
竣工年月	—		取得価格	(土地) 6,810百万円 (建物) —百万円 (合計) 6,810百万円
テナント	大和ハウス工業株式会社		取得時鑑定評価額	6,870百万円
PM会社	—		所有形態	(土地) 所有権 (建物) —
PML	—			

< 賃貸借及び損益の状況 >

(単位：千円)

運用期間	期別	第6期
	始期	自 平成18年4月28日
	終期	至 平成18年7月31日
	日数	95日
期末稼働率		100%
不動産賃貸事業収益		89,910
	賃貸事業収入	89,910
	その他の賃貸事業収入	—
賃貸事業費用		560
	水道光熱費	—
	外注委託費	—
	プロパティ・マネジメント報酬	—
	修繕費	—
	公租公課	—
	損害保険料	—
	減価償却費等	—
	その他賃貸事業費用	560
	不動産賃貸事業利益	
減価償却費等控除前利益 (NOI)		89,349
資本的支出額		—
期末算定価額		6,760,000
期末貸借対照表計上額		7,026,112
	信託土地	7,026,112
	上記信託土地以外の信託不動産等	—

< 物件紹介 >

湘南モールフィルは、JR東海道本線の藤沢駅と辻堂駅の間に立地する商業施設で、開業以来順調な売上を続けております。本投資法人は、本物件の事業用定期借地権付土地 (底地) を信託する信託受益権を保有しております。

本物件は、本投資法人の主な投資対象地域には所在しておりませんが、安定的な成長の見込める商圈に立地しております。

< 特記事項 >

- 平成35年までの長期の事業用定期借地契約を借地人である大和ハウス工業株式会社と締結しております。
- 本土地には、本物件の開業以前に、鉛蓄電池製造工場等が稼働していたほか、その周辺部にも、過去及び現在にわたり、各種工場が立地してきました。本土地においては、上記工場の閉鎖に伴い、平成13年から平成14年にかけて一定の土壌調査及び浄化対策工事が実施されておりますが、平成17年9月に株式会社イー・アール・エスによりデューデリジェンスを目的として自主的に実施された土壌環境調査の結果、本土地には鉛、セレン、トリクロロエチレン等による土壌汚染の可能性のある旨の指摘がされたことから、本土地の一部を対象としてボーリング調査を行ったところ、土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。) の基準値を若干超える鉛の溶出量が検出されました。セレンについては土壌汚染対策法の基準を満足しており、土壌汚染の可能性は極めて低い旨の報告を最終的に受けております。株式会社イー・アール・エスからは、現行の土地利用においては、ほぼ全体的に建物とアスファルト舗装あるいは植栽土に覆われているため、当該利用状況が継続される限りにおいては健康被害が生じる可能性は少なく、現況の土地利用を続ける限り、土壌汚染関連法令に基づく調査業務が課せられる可能性も低い旨の報告を受けております。
- 本物件及びその他の開発による道路交通の混雑を緩和するため、現在、借地人及び藤沢市は道路拡幅について協議を行っております。本件土地のうち、100㎡程度の部分を藤沢市へ上地する可能性があります。

[O] 世田谷ビジネススクエア				
物件名	世田谷ビジネススクエア		用途	オフィス
特定資産の種類	信託不動産		地域	東急沿線地域
所在地	(地番)東京都世田谷区用賀四丁目260番2ほか (住居表示)東京都世田谷区用賀四丁目10番1号、2号、3号、4号、5号、6号		売主	エス・ビー・エス・アセット・ファンディング株式会社
最寄り駅からの所要時間	東急田園都市線「用賀」駅 徒歩約1分		取得年月日	平成15年9月11日
			信託受託者	住友信託銀行株式会社
地積(注1)	21,315.68㎡	延床面積(注2)	94,373.72㎡	
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下2階付28階建		信託契約	平成28年3月31日
			期間満了日	
竣工年月	平成5年9月		取得価格	(土地) 11,065百万円
				(建物) 11,334百万円
			(合計)	22,400百万円
代表的テナント	サン・マイクロシステムズ株式会社 株式会社東急コミュニティー タイコヘルスケアジャパン株式会社		取得時鑑定評価額	22,400百万円
PM会社(注4)	東急不動産		所有形態(注3)	(土地)所有権(共有持分割合100分の55)
PML	5.6%			(建物)所有権(共有持分割合100分の55)

- (注1) 信託建物の敷地全体の面積(他の共有者の持分を含みます。)。この他に、世田谷区から公共溝渠使用許可を受けて、公衆用道路(260番41)の上空をスカイブリッジとして、地下を駐車場地下通路、高圧電線等スペースとして使用しております。
- (注2) 信託建物一棟の延床面積(他の共有者の持分を含みます。)。なお、本物件を構成する8つの建物は、登記簿上も建築基準法上一棟の建物と認識されています。
- (注3) 本物件の他の共有者は、その共有持分(共有持分割合100分の45)を信託する信託(以下「他信託」といいます。)の受託者としての住友信託銀行株式会社(以下「他信託受託者」といいます。)です。なお、他信託の受益者はレオ・プロパティ株式会社(以下「レオ・プロパティ」といいます。)であり、他信託の信託受益権の運用に係る指図は、AIG・グローバル・リアルエステイト・アジアパシフィック・インク(以下「AIGGRE」といいます。)により行われています。
- (注4) 東急不動産は、(i)本投資法人、資産運用会社及び信託受託者(以下総称して「本共有者グループ」といいます。)との間の平成18年3月27日付定期建物賃貸借契約兼プロパティ・マネジメント契約書(以下「本ML/PM契約」といいます。)、並びに、(ii)レオ・プロパティ、AIGGRE及び他信託受託者(以下総称して「他共有者グループ」といいます。)また、本共有者グループと他共有者グループを個別に「共有者グループ」といいます。)との間の平成18年3月27日付定期建物賃貸借契約兼プロパティ・マネジメント契約書(以下「他ML/PM契約」といいます。)に基づき、信託建物を原則として一括賃借しかつPM業務を受託しております。なお、本ML/PM契約と他ML/PM契約は別個独立の契約であり、それぞれの契約に基づく当事者間の権利義務も別個独立のものであります。

< 賃貸借及び損益の状況 > (単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
	終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日
日数	184日	181日	
期末稼働率	99.2%	99.1%	
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	1,274,045	1,292,944
	その他の賃貸事業収入	164,831	160,005
	賃貸事業費用	820,253	789,032
水道光熱費	209,683	209,154	
外注委託費	132,951	132,131	
プロパティ・マネジメント報酬	41,888	36,821	
修繕費	23,570	14,522	
公租公課	141,165	133,239	
損害保険料	4,769	4,732	
減価償却費等	256,577	249,278	
その他賃貸事業費用	9,646	9,152	
不動産賃貸事業利益	453,792	503,911	
減価償却費等控除前利益(NOI)	710,370	753,189	
資本的支出額	11,783	10,074	
期末算定価額	25,400,000	28,300,000	
期末貸借対照表計上額	21,231,570	20,992,366	
信託土地	11,081,787	11,081,787	
上記信託土地以外の信託不動産等	10,149,782	9,910,578	

< 物件紹介 >

世田谷ビジネススクエアは東急田園都市線用賀駅に直結する超高層ビルのタワー棟(地上28階建て)、中規模オフィスビルのヒルズ棟(I~IV)、店舗ビルのテラス棟(I, II)及び地域公共施設のコミュニティテラスから構成されています。立地は、国道246号線、環状8号線及び首都高速3号線用賀ICからのアクセスが良く、鉄道も用賀駅から渋谷駅まで約12分(大手町駅まで約27分)と、交通至便のエリアです。

< 特記事項 >

- 本物件は、用賀駅周辺地区地区計画の「A1地区(業務中心地区)」に該当し、建ぺい率の最高限度は45%とされています。
- 本共有者グループは、他共有者グループとの間において、平成18年3月27日付で共有者間基本協定書を締結しております。共有者間基本協定書では、①当該協定書締結日から5年間は原則として本物件の共有物分割請求しない旨、②土地共有持分と建物共有持分を分離して譲渡又は担保設定しない旨、③他方の共有者グループの承諾を得ずに、共有持分及び/又は共有持分を信託財産とする信託受益権(以下「共有持分等」といいます。)への担保設定しない旨、④共有持分等を第三者へ譲渡する場合には、他方の共有者グループへの優先買取手続(以下「本件優先買取手続」といいます。)を経なければならない旨、⑤共有持分等を譲渡する場合には、譲渡人に当該協定書上の地位を承継させる旨、⑥信託受託者は、東急不動産がテナントに対して負う敷金等返還債務を併存的に引受け、かつ、当該債務の最終的な負担者となる旨、⑦信託受託者は、テナントに対する敷金等返還債務相当額を信託敷金口座に留保し、同口座から原則として移動させない旨、⑧本ML/PM契約と他ML/PM契約は、所定の主要条件に従い締結されるものとし、かかる主要条件を変更または修正するには、共有者グループ間の協議会における承認を要する旨等が定められています。なお、本共有者グループは、他共有者グループに対し、他信託の信託受益権につき、レオ・プロパティが質権を設定することを承諾しております。
- 不動産信託契約においては、信託受益権の譲渡又は質権設定等については信託受託者の承諾が必要となります。なお、信託受託者は、本件優先買取手続が履践されたことまたは他共有者グループが本件優先買取手続を履践しないことに書面により同意していること等を、かかる承諾を行うについての条件とすることができるものとされています。

[O] 東急南平台町ビル					
物件名	東急南平台町ビル		用途	オフィス	
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域・東急沿線地域(渋谷)	
所在地	(地番)東京都渋谷区南平台町12番3 (住居表示)東京都渋谷区南平台町5番6号		売主	エヌ・エス・エス・アセット・ファンディング有限公司	
最寄り駅からの所要時間	JR山手線・東急東横線・東急田園都市線・京王井の頭線・東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線「渋谷」駅 徒歩約7分		取得年月日	平成15年9月11日	
			信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	
地積	2,013.28㎡	延床面積	7,003.88㎡	信託契約期間満了日	平成19年12月31日
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付5階建			取得価格	(土地) 2,968百万円 (建物) 1,691百万円 (合計) 4,660百万円
竣工年月	平成4年7月				
テナント	東急電鉄		取得時鑑定評価額	4,660百万円	
PM会社	東急電鉄		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権	
PML	12.8%				

< 賃貸借及び損益の状況 >

(単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
	終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日
	日数	184日	181日
期末稼働率	100.0%	100.0%	
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	170,967	170,967
	その他の賃貸事業収入	—	—
	賃貸事業費用	61,626	60,940
不動産賃貸事業費用	水道光熱費	—	—
	外注委託費	9,063	9,063
	プロパティ・マネジメント報酬	1,747	1,745
	修繕費	1,606	2,069
	公租公課	17,736	16,971
	損害保険料	711	706
	減価償却費等	29,711	29,520
	その他賃貸事業費用	1,050	863
	不動産賃貸事業利益	109,340	110,027
減価償却費等控除前利益 (NOI)	139,051	139,547	
資本的支出額	6,146	368	
期末算定価額	5,300,000	5,560,000	
期末貸借対照表計上額	4,545,144	4,515,992	
信託土地	信託土地	2,974,520	2,974,520
	上記信託土地以外の信託不動産等	1,570,624	1,541,471

< 物件紹介 >

東急南平台町ビルは渋谷区に所在する5階建てのオフィスビルで、東急電鉄が本社として使用しております。平成24年12月までの定期借家契約を締結しており、収益の安定性に寄与しております。

< 特記事項 >

なし

[O] 東急桜丘町ビル				
物件名	東急桜丘町ビル		用途	オフィス
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域・東急沿線地域(渋谷)
所在地	(地番)東京都渋谷区桜丘町109番9 (住居表示)東京都渋谷区桜丘町31番2号		売主	エヌ・エス・エス・アセット・ファンディング有限公司
最寄り駅からの所要時間	JR山手線・東急東横線・東急田園都市線・京王井の頭線・東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線「渋谷」駅 徒歩約5分		取得年月日	平成15年9月11日
			信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
地積	1,013.03㎡	延床面積	6,505.39㎡	
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下3階付9階建		信託契約期間満了日	平成19年12月31日
竣工年月	昭和62年6月		取得価格	(土地) 5,223百万円 (建物) 1,396百万円 (合計) 6,620百万円
テナント	東急電鉄、東京電力株式会社(注2)		取得時鑑定評価額	6,620百万円
PM会社	東急電鉄		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 区分所有権(注1)
PML	13.9%			

(注1) 一棟の建物のすべての区分所有権が信託されています。

(注2) 東京電力株式会社は賃借部分(地下2階及び地下3階)を变电所として利用しております。

< 賃貸借及び損益の状況 >

(単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
間	日数	184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	237,643	237,199
	その他の賃貸事業収入	10,345	9,900
	賃貸事業費用	73,610	76,350
賃借事業費用	水道光熱費	10,402	9,966
	外注委託費	10,171	10,155
	プロパティ・マネジメント報酬	3,445	3,660
	修繕費	4,369	7,657
	公租公課	18,828	18,881
	損害保険料	587	582
	減価償却費等	24,896	24,696
	その他賃貸事業費用	910	749
	不動産賃貸事業利益	164,032	160,848
	減価償却費等控除前利益 (NOI)	188,929	185,545
資本的支出額	3,486	1,036	
期末算定価額	7,340,000	7,710,000	
期末貸借対照表計上額	信託土地	5,233,294	5,233,294
	上記信託土地以外の信託不動産等	1,292,521	1,268,860

< 物件紹介 >

東急桜丘町ビルは渋谷区に所在する9階建てのオフィスビルで、主に東急電鉄が本社(事業部門)として使用しております。平成23年12月までの定期借家契約を締結しており、収益の安定性に寄与しております。

< 特記事項 >

信託建物の一部(外壁耐火被覆)には、アスベスト含有吹付材が使用されています。かかるアスベスト含有吹付材は、法令に基づき、解体等廃棄する際には飛散防止の処置が必要ですが、現状の使用状態である限り、特段の支障はありません。定期的に状態確認を行い、必要が生じれば是正措置をとります。

[O] 東京日産台東ビル					
物件名	東京日産台東ビル		用途	オフィス	
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域	
所在地	(地番)東京都台東区元浅草二丁目120番2ほか (住居表示)東京都台東区元浅草二丁目6番6号		売主	有限会社レプス・キャピタル・コーポレーション	
最寄り駅からの所要時間	東京メトロ銀座線「稲荷町」駅 徒歩約3分 都営地下鉄大江戸線・首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス「新御徒町」駅 徒歩約4分 JR山手線「上野」駅 徒歩約10分		取得年月日	平成15年9月11日	
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
地積	1,718.45㎡	延床面積	11,373.20㎡		
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付10階建			信託契約期間満了日	平成20年8月31日
竣工年月	平成4年9月			取得価格	(土地) 1,917百万円 (建物) 2,532百万円 (合計) 4,450百万円
代表的テナント	株式会社東日カーライフグループ アタカ工業株式会社、ナスカ株式会社			取得時鑑定評価額	4,450百万円
PM会社	東急不動産			所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権
PML	10.6%				

(注) 信託建物には事務所部分の他住居部分 (8戸、合計賃貸可能面積 654.62㎡) が含まれています。

＜賃貸借及び損益の状況＞ (単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		97.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	218,633	222,197
	その他の賃貸事業収入	195,034	199,829
		23,598	22,367
賃貸事業費用	水道光熱費	135,322	120,736
	外注委託費	18,216	17,562
	プロパティ・マネジメント報酬	19,866	19,866
	修繕費	5,125	4,553
	公租公課	18,284	4,588
	損害保険料	21,496	19,838
	減価償却費等	1,065	1,057
	その他賃貸事業費用	49,923	50,221
		1,344	3,048
		83,311	101,460
減価償却費等控除前利益 (NOI)	133,234	151,681	
資本的支出額	3,622	14,490	
期末算定価額	4,930,000	4,970,000	
期末貸借対照表計上額	信託土地	4,254,785	4,219,054
	上記信託土地以外の信託不動産等	1,922,944	1,922,944
	2,331,840	2,296,109	

＜物件紹介＞

東京日産台東ビルは清洲橋通りに面する10階建てのオフィスビルです。

平成17年8月に首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス「新御徒町」駅が徒歩約4分に開業し、利便性が更に向上しております。

メインテナントである株式会社東日カーライフグループとは、1、2階及び地下駐車場において定期借家契約を締結しており、収益の安定性に寄与しております。

＜特記事項＞

信託建物の工作物 (屋上フェンス) に関しては、建築確認は受けているものの検査済証の交付を受けておりません。なお、構造安全上問題ない旨の専門家の意見書を取得しております。

[O] TOKYU REIT赤坂檜町ビル				
物件名	TOKYU REIT赤坂檜町ビル		用途	オフィス
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域
所在地	(地番)東京都港区赤坂六丁目1401番ほか (住居表示)東京都港区赤坂六丁目14番15号		売主	ティーアール・アセット・ファンディング株式会社
最寄り駅からの所要時間	東京メトロ千代田線「赤坂」駅 徒歩約4分		取得年月日	平成15年9月10日
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
地積	866.61㎡	延床面積	4,058.92㎡	
構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建		信託契約期間満了日	平成19年11月30日
			取得価格	(土地) 2,945百万円 (建物) 624百万円 (合計) 3,570百万円
竣工年月	昭和59年8月		取得時鑑定評価額	3,570百万円
代表的テナント	株式会社キュー・テック 財団法人道路開発振興センター ローマスタイル・ジャパン株式会社		取得時鑑定評価額	3,570百万円
PM会社	東急不動産		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権
PML	12.6%			

＜貸借及び損益の状況＞ (単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	145,890	147,635
	その他の賃貸事業収入	20,512	21,498
	賃貸事業費用	52,532	49,903
水道光熱費	水道光熱費	14,001	14,240
	外注委託費	7,530	7,571
	プロパティ・マネジメント報酬	2,967	2,877
	修繕費	3,242	1,215
	公租公課	7,827	7,613
	損害保険料	262	260
	減価償却費等	14,894	14,925
	その他賃貸事業費用	1,808	1,199
不動産賃貸事業利益	93,357	97,732	
減価償却費等控除前利益 (NOI)	108,251	112,657	
資本的支出額	—	5,024	
期末算定価額	4,060,000	4,270,000	
期末貸借対照表計上額	3,549,788	3,539,887	
信託土地	信託土地	2,950,298	2,950,298
	上記信託土地以外の信託不動産等	599,490	589,589

＜物件紹介＞

TOKYU REIT赤坂檜町ビルは赤坂通りに面する7階建てのオフィスビルです。

近隣は大規模な事務所ビルや複合商業施設も多く、今後は、東京ミッドタウン、赤坂五丁目TBS計画（仮称）等、大規模再開発に伴う繁華性の高まりが十分に期待できます。

＜特記事項＞

信託土地内に設置されている構築物（看板）に関しては、建築確認を受けているものの検査済証の交付を受けておりません。現在、第三者の専門家に構造安全性に関する調査を依頼しており、調査結果により必要があれば、改修を行います。

[O] TOKYU REIT蒲田ビル				
物件名	TOKYU REIT蒲田ビル		用途	オフィス
特定資産の種類	信託不動産		地域	東急沿線地域
所在地	(地番)東京都大田区蒲田五丁目13番7 (住居表示)東京都大田区蒲田五丁目13番23号		売主	蒲田アセット・ファンディング特定目的会社
最寄り駅からの所要時間	JR京浜東北線・東急多摩川線・東急池上線「蒲田」駅 徒歩約2分		取得年月日	平成15年9月10日
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
地積	1,642.86㎡	延床面積	10,244.51㎡	
構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建		信託契約期間満了日	平成19年11月30日
竣工年月	平成4年2月		取得価格	(土地) 2,161百万円 (建物) 2,558百万円 (合計) 4,720百万円
代表的テナント	伊藤忠テクノサイエンス株式会社 大日本塗料株式会社、中央労働金庫		取得時鑑定評価額	4,720百万円
PM会社	東急電鉄		所有形態	(土地) 所有権 (建物) 所有権
PML	11.0%			

< 賃貸借及び損益の状況 > (単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
期	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
	終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日
間	日数	184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	賃貸事業収入	273,852	272,557
	その他の賃貸事業収入	223,428	225,656
		50,424	46,900
賃貸事業費用	水道光熱費	149,772	146,958
	外注委託費	46,236	46,394
	プロパティ・マネジメント報酬	15,582	15,582
	修繕費	4,838	4,835
	公租公課	7,161	4,592
	損害保険料	19,755	18,726
	減価償却費等	1,076	1,068
	その他賃貸事業費用	51,909	52,458
		3,212	3,299
	不動産賃貸事業利益	124,079	125,598
減価償却費等控除前利益 (NOI)	175,989	178,057	
資本的支出額	30,494	—	
期末算定価額	5,480,000	5,600,000	
期末貸借対照表計上額	信託土地	4,522,155	4,469,696
	上記信託土地以外の信託不動産等	2,165,631	2,165,631
		2,356,523	2,304,064

< 物件紹介 >

TOKYU REIT蒲田ビルは大田区役所に近接する9階建てのオフィスビルです。蒲田は東京市区人口第3位である大田区の中心地で、蒲田駅は東急線2線とJR線が交差する交通至便のターミナル駅です。将来的に、東急多摩川線が京浜急行空港線と結ばれることになった場合、さらに利便性が高まる可能性を秘めています（運輸政策審議会答申第18号）。

< 特記事項 >

信託建物の工作物設置工事（建物屋上の外壁部分。）に関しては、建築確認を受けているものの、検査済証の交付を受けておりません。なお、構造安全上問題はない旨の専門家の意見書を取得しております。

[O] りそな・マルハビル				
物件名	りそな・マルハビル		用途	オフィス
特定資産の種類	信託不動産		地域	東京都心5区地域
所在地	(地番)東京都千代田区大手町一丁目2番1ほか (住居表示)東京都千代田区大手町一丁目1番2号		売主	有限会社ジャスト・キャピタル
最寄り駅からの所要時間	東京メトロ千代田線・東京メトロ半蔵門線・東京メトロ東西線・東京メトロ丸ノ内線、都営地下鉄三田線「大手町」駅 徒歩約1分		取得年月日	平成16年1月15日
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
地積(注1)	6,893.71㎡	延床面積(注2)	74,379.30㎡	
構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下4階付25階建		信託契約期間満了日	平成22年1月31日
			取得価格	(土地) 21,469百万円 (建物) 1,791百万円 (合計) 23,260百万円
竣工年月	昭和53年11月		取得時鑑定評価額	22,800百万円
テナント	マルハ株式会社 ほか2社		所有形態(注3)	(土地) 所有権 (共有持分割合100分の27) (建物) 区分所有権
PM会社	東急不動産			
PML	7.7%			

(注1) 信託建物の敷地全体の面積 (他の共有者の持分を含みます。)

(注2) 信託建物一棟の延床面積 (他の区分所有者の専有部分 42,470.56㎡及び共用部分 12,365.97㎡を含みます。信託不動産に係る専有部分の面積は、登記簿上は地下3階、1階及び18階から25階までの合計 19,542.77㎡です。)

(注3) 他の共有者及び区分所有者：株式会社りそな銀行

< 賃貸借及び損益の状況 > (単位：千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
	始期	自 平成17年8月1日	自 平成18年2月1日
終期	至 平成18年1月31日	至 平成18年7月31日	
日数		184日	181日
期末稼働率		100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益		791,457	788,441
賃貸事業収入		729,357	729,417
その他の賃貸事業収入		62,100	59,024
賃貸事業費用		293,569	281,810
水道光熱費		79,893	75,270
外注委託費		29,710	29,608
プロパティ・マネジメント報酬		16,543	16,238
修繕費		11,318	6,267
公租公課		90,025	87,155
損害保険料		753	747
減価償却費等		61,041	63,556
その他賃貸事業費用		4,282	2,964
不動産賃貸事業利益		497,888	506,630
減価償却費等控除前利益 (NOI)		558,929	570,187
資本的支出額		3,467	21,593
期末算定価額		26,100,000	29,000,000
期末貸借対照表計上額		24,001,629	23,959,666
信託土地		21,983,090	21,983,090
上記信託土地以外の信託不動産等		2,018,538	1,976,575

< 物件紹介 >

りそな・マルハビルは、我が国を代表するオフィス集積地である大手町に所在し内堀通りに面した稀少性の高いオフィスビルです。本投資法人の投資対象は本建物の上層部分8フロアであり、このうち6フロアをマルハ株式会社に賃貸しております。他の2フロアは、取得後に大規模リニューアル工事を実施しております。

< 特記事項 >

1. 本物件の一部境界については、東京都からの道路区域の証明が未取得となっております。
2. 信託土地の一部について、地上権者を東京地下鉄株式会社とし、目的を地下鉄道敷設とし、存続期間を地下鉄道構築物存続中とする二つの地上権が設定されています。当該地上権の範囲は、それぞれ東京湾平均海面の下6.13m以下及び東京湾平均海面の下7.83m以下であり、いずれも地代は発生しません。
3. 信託建物の一部 (機械室等) には、アスベスト含有吹付材が使用されています。かかるアスベスト含有吹付材は、法令に基づき、解体等廃棄する際には飛散防止の処置が必要ですが、現状の使用状態である限り、特段の支障はありません。定期的に状態確認を行い、必要が生じれば是正措置をとります。
4. 信託建物は、区分所有建物であり、信託土地は信託建物の他の区分所有者との間の共有ですが、信託建物に関する管理規約上、区分所有者は、信託建物が存続する間、信託土地の共有持分を分割請求できない旨が定められています。

[O] TOKYU REIT虎ノ門ビル

物件名	TOKYU REIT 虎ノ門ビル(注1)		用途	オフィス
特定資産の種類	不動産		地域	東京都心5区地域
所在地	(地番) 東京都港区虎ノ門三丁目45番6 (住居表示) 東京都港区虎ノ門三丁目17番1号		売主	藤田観光株式会社
最寄り駅からの所要時間	東京メトロ日比谷線「神谷町」駅 徒歩約1分 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅 徒歩約9分 都営地下鉄三田線「御成門」駅 徒歩約9分		取得年月日	平成16年12月15日
			信託受託者	—
地積(注2)	1,728.38 m ²	延床面積(注3)	15,343.73 m ²	
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付9階建		信託契約期間満了日	—
竣工年月	昭和63年4月		取得価格	(土地) 6,723百万円 (建物) 1,907百万円 (合計) 8,630百万円
代表的テナント	独立行政法人原子力安全基盤機構 タキヒヨー株式会社、アンズコフーズ株式会社		取得時鑑定評価額	8,640百万円
PM会社	東急電鉄		所有形態	(土地) 所有権(共有持分割合100,000分の73,585) (建物) 区分所有権及び区分所有権の共有
PML	9.2%			

(注1) 平成18年2月1日に名称変更しております(旧 藤田観光虎ノ門ビル)。

(注2) 敷地権の共有です。

(注3) 一棟の建物の面積であり、他の区分所有者の所有部分を含みます。

< 賃貸借及び損益の状況 > (単位:千円)

運用期間	期別	第5期	第6期
開始期	始期	自平成17年8月1日	自平成18年2月1日
	終期	至平成18年1月31日	至平成18年7月31日
期間	日数	184日	181日
	期末稼働率	100.0%	100.0%
不動産賃貸事業収益	不動産賃貸事業収益	445,657	447,644
	賃貸事業収入	404,944	409,390
	その他の賃貸事業収入	40,712	38,253
賃貸事業費用	賃貸事業費用	246,238	261,935
	水道光熱費	30,955	30,230
	外注委託費	42,040	41,103
	プロパティ・マネジメント報酬	9,818	9,621
	修繕費	7,205	1,527
	公租公課	24,228	23,758
	損害保険料	803	666
	減価償却費等	43,504	70,437
	その他賃貸事業費用	87,681	84,588
	不動産賃貸事業利益	199,418	185,709
減価償却費等控除前利益(NOI)	242,923	256,147	
資本的支出額	1,511	6,593	
期末算定価額	9,450,000	11,200,000	
期末貸借対照表計上額	土地	8,785,961	8,722,117
	上記土地以外の不動産等	6,848,971	6,848,971
		1,936,990	1,873,145

< 物件紹介 >

TOKYU REIT虎ノ門ビルは東京メトロ日比谷線神谷町駅から徒歩約1分に立地し、国道1号線(桜田通り)に面しております。竣工以来、安定的に稼働してきた実績があり、今後も競争力が見込める物件です。

< 特記事項 >

1. 本物件の一部境界には南西側隣地からの越境物が存在します。平成17年4月7日、本投資法人は本土地の共有者と共同して、当該越境部分についての共有権確認請求訴訟を、当該隣地の所有者に対して提起いたしました。平成18年8月28日に東京地方裁判所により本投資法人を含む原告らの請求を認容する旨の判決が言い渡されました。その後、控訴期間の経過に伴い、上記判決は確定いたしました。
2. 本物件の所有者間には各々の区分所有権について相互に優先譲渡の権利を有する合意があります。
3. 本土地の工作物(正面入口北側の自立式広告板)に関しては、建築確認は受けているものの検査済証の交付は受けておりません。なお、構造安全上問題はない旨の専門家の意見書を取得しております。
4. 本物件で使用の一部変圧器内絶縁油には、基準値を超える微量のPCBが含有しており、東京都環境局等に対し、「使用中のPCB製品の使用状況報告書」を提出する予定です。なお、かかるPCB含有機器について、使用を中止する場合には、法令に基づき適切に保管あるいは処分が必要ですが、絶縁油が機器内に密閉されている状態において、使用継続に特段の法令違反はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

本投資法人が保有する信託不動産は上記「(2) 投資不動産物件」に含めて記載しており、上記信託不動産以外にその他投資資産はありません。

(4) 資本的支出の状況

① 資本的支出の予定について

保有不動産等に関し、平成 18 年 7 月 31 日現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち、主要なものは以下の通りです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれます。

今後とも、中長期的な視野から物件の競争力維持・向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に作成の上、修繕及び資本的支出を行います。

(単位：百万円)

不動産等の名称	目的	予定期間	工事予定金額		
			総額	当期支払額	既支払総額
O りそな・マルハビル	給水管及び配水管更新工事 (機能維持)	自 平成 19 年 1 月 至 平成 19 年 1 月	22	—	—
O りそな・マルハビル	電源装置更新工事 (機能維持)	自 平成 19 年 1 月 至 平成 19 年 1 月	19	—	—

② 期中に行った資本的支出について

保有不動産等において、期中に行った資本的支出に該当する主要な工事の概要は以下の通りです。

当期の資本的支出は 179 百万円であり、費用に区分された修繕費 75 百万円と併せ、合計 254 百万円の工事を実施しております。

(単位：百万円)

不動産等の名称	目的	期間	工事金額
R TOKYU REIT 表参道スクエア	外部シール打替他工事 (機能維持)	自 平成 18 年 4 月 至 平成 18 年 6 月	17
R cocoti (ココチ)	リニューアル工事 (収益性向上)	自 平成 18 年 2 月 至 平成 18 年 3 月	99
O りそな・マルハビル	受電設備改修工事 (機能維持)	自 平成 18 年 2 月 至 平成 18 年 2 月	11
その他			126
合計			254

③ 計算期間末毎に積み立てた金銭（修繕積立金）

本投資法人は、物件ごとに策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下の通り積み立てています。

(単位：百万円)

営業期間	第 2 期 自 平成 16 年 2 月 1 日 至 平成 16 年 7 月 31 日	第 3 期 自 平成 16 年 8 月 1 日 至 平成 17 年 1 月 31 日	第 4 期 自 平成 17 年 2 月 1 日 至 平成 17 年 7 月 31 日	第 5 期 自 平成 17 年 8 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日	第 6 期 自 平成 18 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 7 月 31 日
前期末積立金残高	214	276	329	331	245
当期積立額	571	204	143	108	242
当期積立金取崩額	509	150	141	194	279
次期繰越額	276	329	331	245	208

(注) 本投資法人は、信託受益権の売買に伴い従前の所有者が信託財産内において積み立てた積立金を承継しており、当該承継額を当期積立額に含めて記載しております。

(5) 主なテナントへの賃貸条件

(イ) 主なテナントの一覧（平成 18 年 7 月 31 日現在）

不動産等における主なテナント及び主なテナント毎の年間賃料と賃貸面積は、下表の通りです。ここで「主なテナント」とは、以下のいずれかの条件に該当するテナントをいいます。

- ① 当該テナントの契約上の賃貸面積が、総賃貸面積の 10%以上であること
- ② 当該テナントが東急グループ各社であること

<主なテナントの賃貸面積及び年間賃料>

番号	名称	業種	物件名	賃貸面積 (m ²)	比率 (%) (注1)	年間賃料 (千円)	月額賃料 (千円)	比率 (%) (注2)	
1	株式会社イトーヨーカ堂	小売	ビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店)	50,285.89	23.5	600,532	50,044	5.4	
2	大和ハウス工業株式会社	建設	湘南モールフィル（底地）	44,078.12	20.6	348,000	29,000	3.1	
3	株式会社東急ストア	小売	東急鷺沼ビル (さぎ沼とうきゅう)	19,610.06	9.2	619,744	51,645	5.6	
4	東京急行電鉄株式会社	陸運	東急南平台町ビル	7,148.18	3.3	341,934	28,494	3.1	
5	東京急行電鉄株式会社	陸運	東急桜丘町ビル	3,878.36	1.8	327,510	27,292	3.0	
6	株式会社東急コミュニティー	サービス	世田谷ビジネススクエア	3,018.58	1.4	262,926	21,910	2.4	
7	東京急行電鉄株式会社	陸運	QFRONT（キューフロント）	(壁面)	—	259,200	21,600	2.3	
8	その他(注3)	—	—	1,281.74	0.6	85,132	7,094	0.8	
主なテナントの合計				129,300.93	60.4	2,844,981	237,081	25.7	
ポートフォリオ合計				総賃貸面積	214,095.62	100.0			
				総賃料収入			11,081,585	923,465	100.0

(注1) 「比率」は、総賃貸面積に対する当該テナントの賃貸面積の比率を記載しております。

(注2) 「比率」は、総賃料収入に対する当該テナントの賃料の比率を記載しております。

(注3) 「その他」は東急グループ各社のテナントのうち賃貸面積が総賃貸面積の 1%未満等のテナントをまとめて記載しております。

<東急グループ各社の賃貸面積及び年間賃料>

番号	名称	業種	賃貸面積 (m ²)	比率 (%) (注1)	年間賃料 (千円)	比率 (%) (注2)	
1	株式会社東急ストア	小売	19,610.06	9.2	641,776	5.8	
2	東京急行電鉄株式会社	陸運	11,026.54	5.2	931,021	8.4	
3	株式会社東急コミュニティー	サービス	3,018.58	1.4	265,599	2.4	
4	その他	—	1,281.74	0.6	58,051	0.5	
東急グループ各社の合計			34,936.92	16.3	1,896,448	17.1	
ポートフォリオ合計			総賃貸面積	214,095.62	100.0		
			総賃料収入			11,081,585	100.0

(注1) 「比率」は、総賃貸面積に対する当該テナントの賃貸面積の比率を記載しております。

(注2) 「比率」は、総賃料収入に対する当該テナントの年間賃料の比率を記載しております。

(注3) 東急ストアの年間賃料には、第 2 東急鷺沼ビルの駐車場使用料が含まれています。

(注4) 東京急行電鉄の年間賃料には、QFRONT（キューフロント）の壁面・室外機設置料及び第 2 東急鷺沼ビルの看板掲載料が含まれています。

(注5) 株式会社東急コミュニティーの年間賃料には世田谷ビジネススクエアの駐車場使用料が含まれています。

(ロ) 主なテナントへの賃貸条件

主なテナントへの賃貸条件は、それぞれ以下の通りです。

① 商業施設テナントとの主な賃貸条件

テナント名	株式会社イトーヨーカ堂
物件名	ビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店)
契約期間	自 平成10年6月18日 至 平成30年6月17日
契約更改の方法	賃貸人と賃借人の協議を原則とし、これによれないときは、借地借家法の定めるところによる。
敷金・保証金	(敷金) 482,050千円 (保証金) 4,338,454千円
定期建物賃貸借の特約の有無	なし
賃料改定条件	平成20年6月17日までは改定なし。 1回目の賃料改定は平成20年6月18日に協議の上合意に基づいて行うこととされ、以後3か年経過毎に、同様の手続により改定する。ただし、平成13年3月1日付不動産信託契約に基づき、賃貸人が信託不動産の売却を行う場合、又は受益者が受益権の売却を行う場合には、当該売却日が賃料改定日とされる。なお、賃貸人と賃借人との間では、現在、賃料改定協議が行われている。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保証金(4,338,454千円)は、予約完結の日から10年間(平成20年6月17日まで)は据え置かれ、その日の属する月から爾後10年間毎月末日限り120回にわたって均等返還される(据置期間中:無利息、11年目以降:未償還残高に対し年利2%)。その際、保証金等返還請求権と賃料債権とは相殺することができる。ただし、中途終了時等には、期限の利益を喪失し、直ちに全額を一時に返還しなければならない。 ・信託不動産には、賃貸人の保証金敷金返還債務を担保するために、賃借人を抵当権者とする抵当権が設定されている。 ・賃貸人が建物・敷地を他に譲渡その他の処分をする場合には、敷地・建物その他一切の権利も同時に、分離することなく、同一人に対して、譲渡等の処分をしなければならない。 ・賃貸人は、信託建物につき時価相当額の火災による損害保険契約を締結し、当該保険契約に基づく保険金請求権に対して、賃借人を質権者とする質権を設定するものとされる。 ・賃貸人が建物・敷地を他に譲渡その他処分をする場合には、事前にその旨を賃借人に通知するものとし、賃借人が譲受を希望したときは、同一条件をもって他に(賃貸人の関連会社を除く)優先して、賃借人に買受けさせるものとする。 ・賃借人の責に帰すべき事由により、火災が発生させ、信託建物を破損・滅失した場合であってもそれが軽微なる過失によるときは、賃貸人は賃借人に対して契約上の責任を問わないものとされる。 ・信託建物が天災、火災、公用徴収等のため、滅失又は著しく毀損したことにより、本契約が終了した場合であっても、原則として信託建物を再建・修復し、改めて賃借人の営業の再開・存続に当事者双方が協力するものとされる。

テナント名	東急ストア	東急ストア(注1)
物件名	東急鷺沼ビル(さぎ沼とうきゅう)	第2東急鷺沼ビル
契約期間	自 平成15年9月10日 至 平成30年6月30日	自 平成14年12月27日 至 平成30年6月30日
契約更改の方法	期間満了の日の6か月前までに本契約を終了させる旨の通知を書面により行わない場合、期間満了後更に3年間延長され、その後も同様とされる。	定めなし
敷金	294,897千円	35,000千円
定期建物賃貸借の特約の有無	なし	なし
賃料改定条件	当初6年間は改定なし。 以後3年毎に、算定金額=従前の月額賃料×{(変動率-1)×1/2+1}(1円未満切捨て)で改定(注2)	当初6年間は改定なし。 以後3年毎に、算定金額=従前の月額賃料×{(変動率-1)×1/2+1}(1円未満切捨て)で改定(注2)
その他特記事項	なし	なし

(注1) 本賃貸借は、第2東急鷺沼ビルの駐車場部分の賃貸借です。

(注2) 「変動率」とは、総務省統計局発表の消費者物価指数(持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合・東京都区部)をもとに、賃料改定時に明らかになっている最新の消費者物価指数を従前の賃料設定時の消費者物価指数で除した値をいいます(小数点以下第3位を四捨五入)。

② オフィステナントとの主な賃貸条件

テナント名	東急電鉄	東急電鉄
物件名	東急南平台町ビル	東急桜丘町ビル
契約期間	自 平成 14 年 12 月 27 日 至 平成 24 年 12 月 31 日	自 平成 14 年 12 月 27 日 至 平成 23 年 12 月 31 日
契約更改の方法	更新なし	更新なし
敷金	156,863 千円	139,506 千円
定期建物賃貸借の特約の有無	あり	あり
賃料改定条件	2 年毎に下記の各号のうち最も高いもの (1) 現行賃料 (2) 2 以上の第三者鑑定人による査定賃料の平均 (3) 当初賃料に変動率を乗じた賃料(注) ※倉庫部分については賃料改定は行わない。	2 年毎に下記の各号のうち最も高いもの (1) 現行賃料 (2) 2 以上の第三者鑑定人による査定賃料の平均 (3) 当初賃料に変動率を乗じた賃料(注) ※倉庫部分については賃料改定は行わない。
その他特記事項	なし	なし

(注) 「変動率」とは、総務省統計局発表の消費者物価指数（持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合・東京都区部）をもとに、賃料改定時に明らかになっている最新の消費者物価指数を従前の賃料設定時の消費者物価指数で除した値をいいます（小数点以下第 3 位を四捨五入）。

テナント名	株式会社東急コミュニティー
物件名	世田谷ビジネススクエア
契約期間	自 平成 18 年 9 月 1 日 至 平成 20 年 8 月 31 日
契約更改の方法	期間満了の 6 か月前までに更新しない旨の通知を書面により行った場合を除き、期間満了後更に 2 年間更新され、以後この例による。
敷金	380,987 千円
定期建物賃貸借の特約の有無	なし
賃料改定条件	契約更新に際して協議の上、改定
その他特記事項	契約期間はタワー4・5・6F 部分 他にヒルズ IV 3F・タワー17F・B1F

③ その他テナントとの主な賃貸条件

テナント名	東急電鉄
物件名	QFRONT（キューフロント）
契約期間	自 平成 14 年 12 月 20 日 至 平成 31 年 12 月 31 日
契約更改の方法	期間満了の日の 1 年前までに本契約を終了させる旨の通知を書面により行わない場合、期間満了の日の翌日より 6 年間延長され、その後も同様とされる。
敷金	—
定期建物賃貸借の特約の有無	なし
賃料改定条件	賃貸借期間中変更されないものとされる。
その他特記事項	大型映像装置その他の広告媒体の設置、管理及びこれを用いた宣伝・広告・その他の運営並びに看板の掲出又は宣伝・広告・その他の運営の目的のために使用する。

(ハ) 賃貸面積上位 10 テナント (平成 18 年 7 月 31 日現在)

① 全テナント中の賃貸面積上位 10 テナント

順位	テナント名	業種	物件名	契約終了日	賃貸面積 (m ²)	比率 (%)
1	株式会社イトーヨーカ堂	小売	ビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店)	平成30年6月17日	50,285.89	23.5
2	大和ハウス工業株式会社	建設	湘南モールフィル (底地)	平成35年3月19日	44,078.12	20.6
3	株式会社東急ストア	小売	東急鷺沼ビル (さぎ沼とうきゅう)	平成30年6月30日	19,610.06	9.2
4	マルハ株式会社	水産・農林	りそな・マルハビル	平成22年1月14日	11,097.27	5.2
5	東京急行電鉄株式会社	陸運	東急南平台町ビル	平成24年12月31日	7,148.18	3.3
			東急桜丘町ビル	平成23年12月31日	3,878.36	1.8
6	独立行政法人 原子力安全基盤機構	その他	TOKYU REIT虎ノ門ビル	平成19年3月31日(注)	6,579.05	3.1
7	サン・マイクロシステムズ 株式会社	情報・通信	世田谷ビジネススクエア	平成22年4月30日	5,800.76	2.7
8	伊藤忠テクノサイエンス 株式会社	情報・通信	TOKYU REIT蒲田ビル	平成19年3月14日	4,253.55	2.0
9	株式会社TSUTAYA STORES	サービス	QFRONT (キューフロント)	平成31年12月14日	3,556.31	1.7
			世田谷ビジネススクエア	平成19年6月30日	206.13	0.1
10	株式会社 東日カーライフグループ	小売	東京日産台東ビル	平成23年8月31日(注)	3,055.85	1.4
賃貸面積上位10テナントの合計					159,549.54	74.5
総賃貸面積					214,095.62	100.0

(注) 複数の賃貸借契約のうち、賃貸面積が最も大きい契約の終了日を記載しております。

② 全テナント中の長期契約テナント（アンテナ等月額 50 万円以下のものは除きます。）との間における当該長期契約の概要

テナント名	物件名	期間	賃料改定期間	賃貸面積 (㎡)	月額賃料の合計 (千円)	比率 (%) (注 2)
株式会社イトーヨーカ堂	ビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店)	自：平成 10 年 6 月 18 日 至：平成 30 年 6 月 17 日	3 年毎 (注 3)	50,285.89	330,922	35.8
大和ハウス工業株式会社	湘南モールフィル (底地)	自：平成 15 年 3 月 20 日 至：平成 35 年 3 月 19 日	3 年毎	44,078.12		
株式会社東急ストア	東急鷺沼ビル(さぎ沼とうきゅう)	自：平成 15 年 9 月 10 日 至：平成 30 年 6 月 30 日	3 年毎 (注 4)	19,610.06		
東京急行電鉄株式会社	東急南平台町ビル	自：平成 14 年 12 月 27 日 至：平成 24 年 12 月 31 日	2 年毎	7,148.18		
東京急行電鉄株式会社	東急桜丘町ビル	自：平成 14 年 12 月 27 日 至：平成 23 年 12 月 31 日	2 年毎	3,878.36		
株式会社 TSUTAYA STORES	QFRONT (キューフロント)	自：平成 13 年 7 月 2 日 至：平成 31 年 12 月 14 日	3 年毎	3,556.31		
株式会社 東日カーライフグループ	東京日産台東ビル	自：平成 13 年 8 月 29 日 至：平成 23 年 8 月 31 日	改定なし	2,620.06		
株式会社ザラ・ジャパン	TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア	自：平成 14 年 12 月 1 日 至：平成 25 年 7 月 31 日 (注 5)	改定なし	1,487.21		
用賀熱供給株式会社	世田谷ビジネススクエア	自：平成 5 年 10 月 1 日 至：平成 25 年 9 月 30 日	2 年毎	1,207.80		
ロイヤルホールディングス 株式会社	TOKYU REIT 表参道スクエア	自：平成 12 年 7 月 11 日 至：平成 27 年 8 月 22 日	3 年毎	764.83		
新キャタピラー三菱株式会社	世田谷ビジネススクエア	自：平成 5 年 10 月 22 日 至：平成 25 年 10 月 21 日	2 年毎	708.01		
東宝株式会社	QFRONT (キューフロント)	自：平成 11 年 12 月 18 日 至：平成 31 年 12 月 17 日	3 年毎	528.93		
株式会社ぶん楽	QFRONT (キューフロント)	自：平成 14 年 7 月 1 日 至：平成 31 年 12 月 14 日	3 年毎	458.83		
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	TOKYU REIT 赤坂檜町ビル	自：平成 11 年 7 月 1 日 至：平成 31 年 6 月 30 日	3 年毎	158.60		
株式会社東急ストア	第 2 東急鷺沼ビル	自：平成 14 年 12 月 27 日 至：平成 30 年 6 月 30 日	3 年毎 (注 4)	駐車場		
株式会社 東日カーライフグループ	東京日産台東ビル	自：平成 13 年 8 月 29 日 至：平成 23 年 8 月 31 日	改定なし	駐車場		
東京急行電鉄株式会社	QFRONT (キューフロント)	自：平成 14 年 12 月 20 日 至：平成 31 年 12 月 31 日	改定なし	壁面		
株式会社 TSUTAYA STORES	QFRONT (キューフロント)	自：平成 17 年 6 月 1 日 至：平成 31 年 12 月 14 日	3 年毎	寄り付き		
総賃料収入					923,465	100.0

(注 1) 「長期契約テナント」とは、定期建物賃貸借契約であるか否かに拘わらず、平成 18 年 8 月 1 日を起点として契約残存期間が 5 年以上のものをいいます。平成 18 年 7 月 31 日現在では、長期契約テナントのうち、定期建物賃貸借契約テナントは、東急電鉄（東急南平台町ビル及び東急桜丘町ビル）、株式会社東日カーライフグループ（東京日産台東ビル）及び株式会社ザラ・ジャパン（TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア）の 3 テナントです。また、事業用定期借地権設定契約テナントは、大和ハウス工業株式会社（湘南モールフィル（底地））です。

(注 2) 「比率」は、総賃料収入に対する全長期契約テナントの月額賃料の合計の比率を記載しております。

(注 3) 平成 20 年 6 月 17 日まで改定はありません。ただし、平成 13 年 3 月 1 日付建物賃借に関する覚書に基づき、賃貸人が信託不動産の売却を行う場合、又は受益者が受益権の売却を行う場合には、当該売却日が賃料改定日とされています。

(注 4) 当初 6 年間改定はありません。

(注 5) 賃借人は 6 か月の予告期間をもって契約の期間内解約を申し入れることができます。

投資法人の運用及び分配に関する基本方針（「2. 運用方針及び運用状況」の参照資料）

(1) 投資方針

本投資法人の投資方針は、規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 1. 資産運用の基本方針」並びに資産運用会社の定めた運用ガイドラインにより以下の通りとされています。

a. 基本方針

本投資法人は、投資主価値の最大化を究極の目的とし、成長性、安定性及び透明性の確保を目指して資産運用を行います。

(イ) 成長性

成長性は、中長期的な観点での資産価値の向上及び一投資口当たり利益の成長を内部成長及び外部成長の観点から達成することにより確保いたします。

ここで内部成長とは、主に以下の内部的な要因による成長をいいます。

- 賃料単価の上昇
- 稼働率の上昇
- 不動産管理経費等の削減

一方、外部成長とは、追加物件の取得又は追加設備投資等を契機とした主に以下の外部的な要因による成長をいいます。

- 資産規模の拡大に伴う経費削減
- 資本コストを上回る利回りを見込むことができる物件の取得
- リニューアルによるテナント誘致力の維持及び向上
- 物件入替による収益力の向上

① 内部成長要因

◎ 資産運用の最適化

本投資法人は、内部成長を達成するため、資産運用会社に中長期的な観点からのポートフォリオ価値の最大化を目指した運用を委託いたします。資産運用会社は、個々の物件について適切なプロパティ・マネジメント会社を選任し、当該プロパティ・マネジメント会社に対して指示しかつ監督し、主に以下の目標に基づき、個別物件のキャッシュ・フローの極大化を目指します。

- ・ テナントとの信頼関係構築及びテナント営業により、テナント満足度の向上を図り、賃料及び稼働率の維持及び向上を目指します。
- ・ 効率的な管理運営により、不動産管理経費等の削減を目指します。

◎ 投資対象の所在地域及び用途の特性に基づく成長

本投資法人の投資対象は、主として東京都心5区地域及び東急沿線地域に立地するオフィスビル及び商業施設といたします。ただし、首都圏以外には投資いたしません（具体的な対象地域については、後記「b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準 ③ 地域」をご参照下さい。).

本投資法人は、上記の地域及び用途における以下の特性に基づき、内部成長の実現を目指します。

- ・ 地域自体の成長力の相対的優位性
 - 東京都心5区地域を中心とした首都圏経済圏の相対的優位性
 - 東急沿線地域自体の経済力及びブランド力

- ・ 東急グループ各社との協働体制の期待に基づく独自性
 - 東急グループ各社が東急沿線地域を中心に展開する戦略的投資及び事業活動への期待
 - 東急グループ各社の優位性
 - 商業テナントに関する情報網と地域密着性に裏付けられたテナント営業力
 - 東急電鉄又は東急不動産をプロパティ・マネジメント会社とすることにより、本投資法人以外の管理委託物件に対する不動産管理の経験及びそれらと併せてPM業務を行うという規模のメリットを活用した管理運営コスト削減力

② 外部成長要因

● 積極的な物件取得

本投資法人は、主たる投資対象である東京都心5区地域及び東急沿線地域に立地するオフィスビル及び商業施設に関して、資産運用会社の独自の情報収集能力と物件精査能力によって、合理的な価格水準で積極的に物件を取得するものいたします。取得に当たっては、長期保有を前提とし、ポートフォリオの質の維持及び向上を図るべく物件精査に基づく個々の不動産の選別を行うと同時に、資産価値の向上及び一投資口当たり利益の成長に結びつくポートフォリオ構築を目指します。

● 東急グループ各社からの物件取得

本投資法人は、東急グループ各社の保有物件に関して、安定的かつ継続的な物件の取得機会を確保するものいたします。このため、東急電鉄、東急不動産、本投資法人及び資産運用会社の間で「保有不動産資産の売買等に関する覚書」を締結しております。後記「投資法人の関係法人について a. 本投資法人の仕組図及び c. 上記以外の本投資法人の主な関係者」をご参照下さい。また、同覚書の内容については、後記「b. 投資態度 (ホ) 保有不動産資産の売買等に関する覚書について」をご参照下さい。

③ 東急グループ各社との相乗効果（東急沿線地域の付加価値向上による成長）

本投資法人は、東急グループ各社との相乗効果を通じて、東急沿線地域の付加価値向上による成長を目指すものいたします。

● 「東急グループ経営方針」

東急グループ各社の中核会社である東急電鉄は、平成12年4月18日に発表した「東急グループ経営方針」において、渋谷及び東急沿線活性化に経営資源を重点配分することとし、不動産投資信託事業を同社の成長戦略の一つとして位置付けています。また、同社が平成17年3月28日に公表した「中期3か年経営計画」においてもその方針を踏襲しております。

● 東急沿線地域における東急グループ各社の事業活動による成長

東急グループ各社の保有物件や新規開発物件が、本投資法人を含む第三者に売却される場合、東急グループ各社は、かかる回収投下資本を、東急沿線地域での不動産開発投資やその他の事業に投資すること（例えば、東急電鉄による鉄道輸送力増強工事、駅構内の有効活用、駅ビルの開発、ケーブルテレビ等のインフラストラクチャー整備等）があります。かかる戦略的投資を通じて、住環境の質が向上するとともに、沿線人口及び集客力が増加し、ひいては東急沿線地域の経済活動が活性化され、主に以下の点でそれぞれ外部成長及び内部成長に寄与することが期待されます。

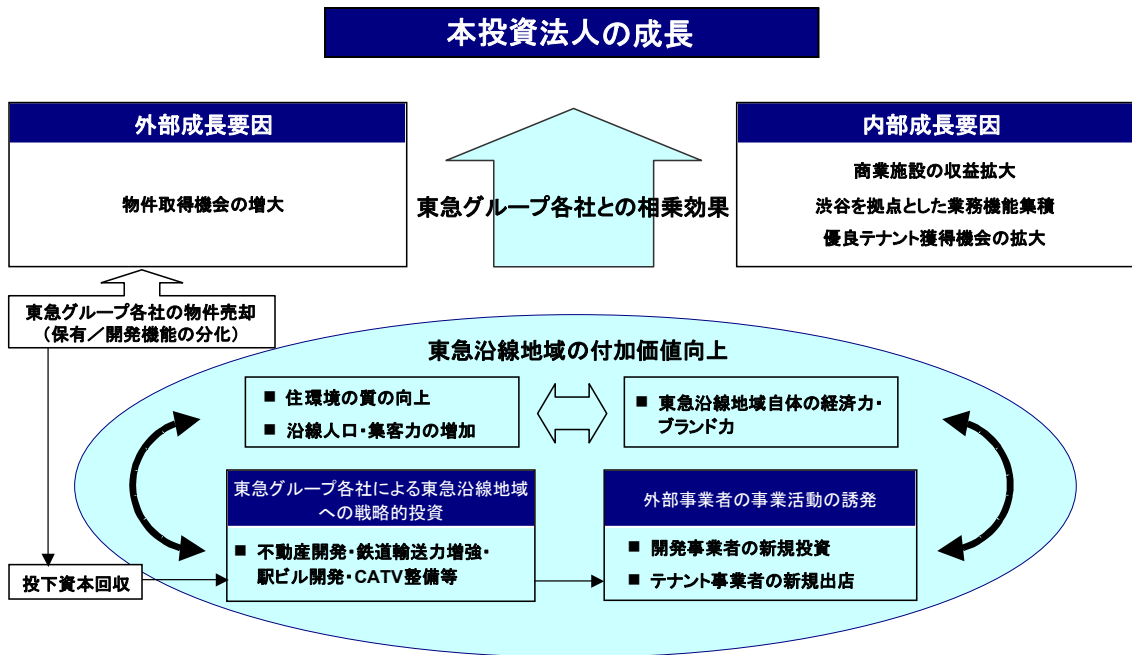
- ・ 開発物件の取得機会の増加
- ・ 消費の増加による商業施設の収益拡大及び渋谷を拠点とした業務機能の集積

- 東急沿線地域における東急グループ各社以外の事業活動による成長

上記東急グループ各社の事業活動による東急沿線地域の付加価値向上は、東急グループ各社以外の事業者による事業活動を誘発し、東急沿線地域自体の経済力及びブランド力の更なる向上をもたらし、主に以下の点で外部成長及び内部成長に寄与することが期待されます。

- ・ 不動産開発投資の拡大に基づく物件取得機会の増大
- ・ テナント出店機会拡大に基づく優良テナント獲得機会の増大

東急沿線地域の成長性については、後記「b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準 ③ 地域」をご参照下さい。



(ロ) 安定性

安定性の確保とは、主に以下の点による安定的な収益及び配当（分配金）の確保をいいます。

- 投資対象の所在地域及び物件のリスク・リターン特性

本投資法人は、投資対象の所在地域を相対的にリスクが小さいと考えられる地域に限定した上で、賃貸収入及び稼働率の変動が相対的に小さく安定的な収益性を見込むことができる物件を投資対象とすることにより、安定的な運用を目指します。本投資法人は、高い値上り益を獲得できる可能性があっても、収益性の変動が相対的に大きい物件を、原則として投資対象といたしません。

- 開発リスクの回避

本投資法人は、原則として竣工前の未稼働物件への投資を行いません。開発事業及び開発事業者として開発リスクを負担するのは、東急グループ各社その他の第三者とし、本投資法人は、開発リスクの負担を回避した上で物件取得の機会を確保することを企図しております。

(ハ) 透明性

透明性を確保するため、本投資法人は、法定開示以外に投資主にとって有用かつ適切と判断される重要情報を、積極的かつタイムリーに開示するものといたします。また、投資活動全般を通じて、東急グループ各社に事業及び取引機会をもたらすことがあることに留意しつつ、個々の事業及び取

引において、以下の諸点を通じて、東急グループ各社との利益相反回避に十分配慮するものいたします。

- 市場価格取引の徹底
- 情報開示の充実
- 独立した運用体制・コーポレートガバナンス体制の確保

具体的には、本投資法人は本投資法人の自主ルールとして利益相反対策ルールを策定及び随時改訂し、開示し、かつこれを遵守いたします。更に、本投資法人は、かかるルールの妥当性及び東急グループ各社との取引に関し、資産運用会社における外部者によるチェック及び本投資法人の役員会による事前承認という複階層チェックを経ることにより、その実効性を確実なものいたします。

b. 投資態度

(イ) ポートフォリオ運用基準

① 保有期間

本投資法人は、原則として、長期保有を目的として物件を取得し、中短期売買目的の物件取得は行わないものいたします（ここでいう短期とは1年未満の期間、中期とは1年以上5年以下の期間、長期とは5年超の期間をいうものいたします。）。

② 用途

本投資法人は、オフィス及び商業施設を用途とする物件にのみ投資を行い、その投資額比率は以下の通りいたします。

用途	投資額比率（長期的目標）
オフィス	60%程度
商業施設	40%程度

- * 本投資法人が投資する商業施設とは以下のものをいいます。

「都心型商業店舗ビル」

主に、鉄道など主要交通機関からのアクセスが容易な都心の好立地にあり、比較的広域の商圏を持つ商業施設で、百貨店、スーパーマーケット、専門大店、ショッピングセンター、アミューズメント施設など多様な業態を含みます。

「郊外型ショッピングセンター」

主に、鉄道に加え、自家用車のアクセスが容易な郊外の住宅地に立地し、近隣の居住者生活圏を商圏とする商業施設で、百貨店、スーパーマーケット、専門大店、ショッピングセンター、アミューズメント施設など多様な業態を含みます。

- * 法令による附置義務等により住宅や駐車場施設等を含む物件を取得する場合があります。
- * ホテル及び物流施設には投資いたしません。これらが含まれる複合施設の場合には、オフィス部分又は商業施設部分にのみ投資を行います。

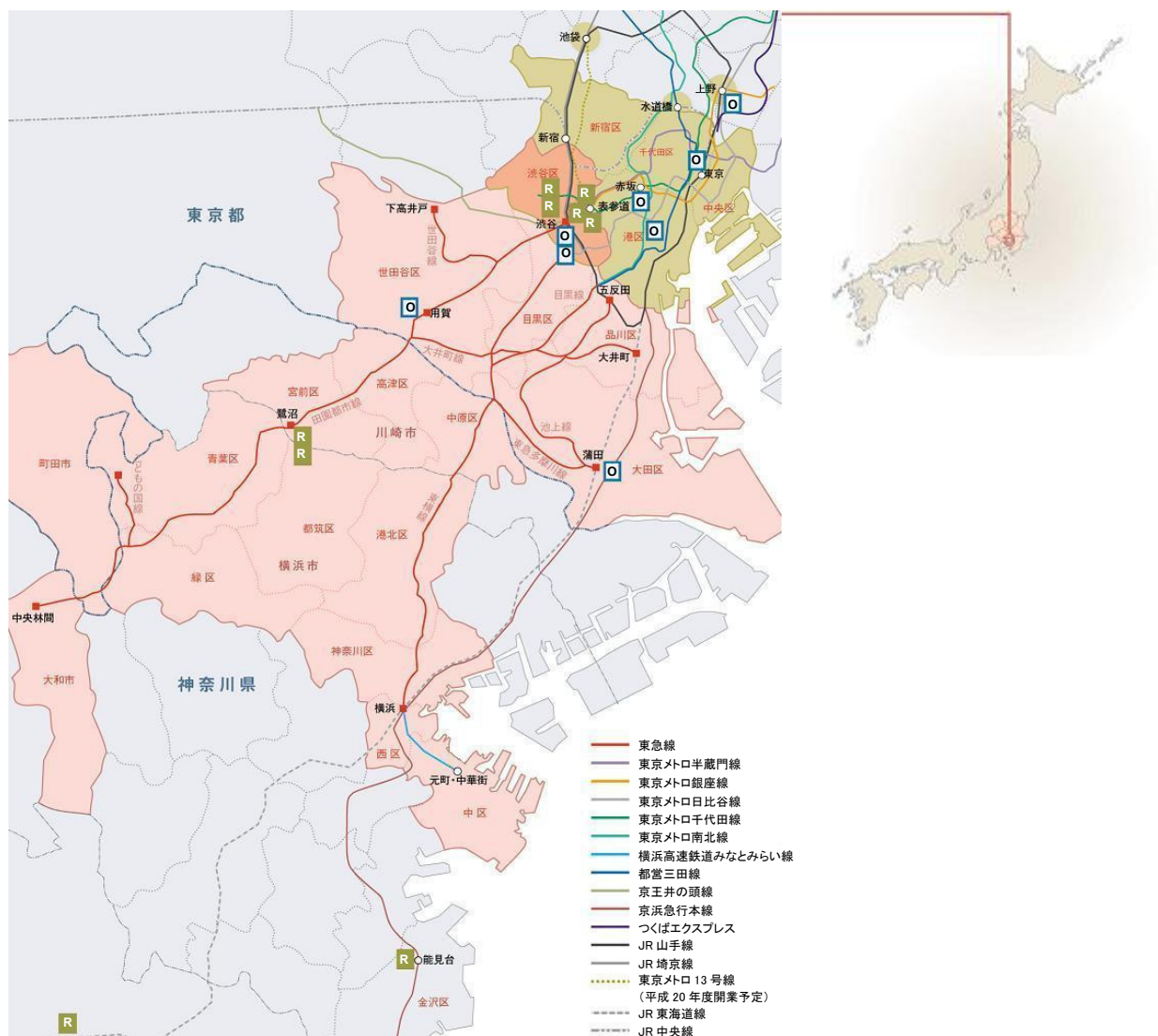
③ 地域

A. 本投資法人は、上記「a. 基本方針」にしたがって、東京都心5区地域及び東急沿線地域を主な投資対象地域といたします。ただし、首都圏以外には投資いたしません。

区分	対象地域		投資額比率	
東京都心 5区地域	都心5区	千代田区、中央区、港区、 新宿区、渋谷区	85%以上	
	都心5区に準ずる 商業用不動産集積地	池袋周辺地域、後楽周辺地域、 上野周辺地域等		
東急沿 線地域	東急沿線拠点地域			渋谷区
	その他 東急 沿線 地域	東京都		品川区、目黒区、世田谷区、 大田区、町田市
		神奈川県 横浜市		港北区、神奈川区、中区、 西区、緑区、青葉区、都筑区
		神奈川県 川崎市		中原区、高津区、宮前区
神奈川県大和市				
その他	上記を除く、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を 中心とした首都圏		15%以下	

(注) 渋谷区は、東京都心5区地域と東急沿線地域の両方に含まれます。

【主な投資対象地域】



東京都心 5 区地域は、オフィスなどの商業用不動産が高度に集積している日本の経済活動の中心地域です。

また、東京都心 5 区地域と接し、当該地域の経済活動の有力な後背地のひとつである東急沿線地域は、東急線と営団地下鉄線及び都営地下鉄線との相互乗り入れ運転等により、東京都心 5 区地域への良好な交通アクセスを確保しております。

④ 売却方針

原則として、長期的な保有を目的といたしますが、市場環境等を勘案し、適宜、売却について検討を行うことがあります。売却については、主に以下の観点から判断いたします。

- 今後の市況見通し
- 周辺の開発予測
- 将来にわたる収益見通し
- 今後の投資額予測（修繕費及び資本的支出）
- 今後の資産価値の増減見通し

- ポートフォリオ全体での検討（地域、テナント及び用途等の分散の観点並びに配当（分配金）に与える影響等の観点からの検討）

東急グループ各社から本投資法人が購入した物件を売却しようとする場合、東急電鉄、東急不動産、本投資法人及び資産運用会社間の「保有不動産資産の売買等に関する覚書」に基づき、その元所有者又はその元出資者等である東急グループ各社に対して優先的に売却を申し入れる旨合意されています（詳細な内容については、後記「(ホ) 保有不動産資産の売買等に関する覚書について」をご参照下さい。）。なお、資産運用会社は、別途定める手続に基づき、適正価格の調査を実施した上で、元所有者に対して、売却の申入れを行います。

(ロ) 投資基準

個々の物件の選別に当たっては、下表の通り当該物件の予想収益、立地する地域の将来性、建物規模、建築及び設備仕様、耐震性能、権利関係、入居テナント、建物管理状況、環境及び地質等について十分に調査を実施し、総合的に検討いたします。

	オフィス	商業施設
①立地	当該物件の立地する地域の、オフィス集積状況、賃貸マーケットの状況、利用鉄道駅のターミナル性及び駅からの距離（原則として徒歩7分以内、物件特性を考慮した場合でも10分以内*）等を総合的に勘案し、判断いたします。 * 不動産の表示に関する公正競争規約（首都圏）（公正取引委員会告示第14号）に基づき、道路距離80mにつき1分間を要するものとして算出した数値です。	商業施設への投資決定に際しては、商圏の範囲を適正に認識し、かつ設定した上で、当該商圏の人口、人口動態、世帯数、平均所得等多岐にわたる商圏分析を行い、当該商圏が有する潜在購買力、成長性等を的確に把握するとともに、テナント及び当該業態と商圏の適合性についての判定を行います。また、競争力の観点からは、現在の競合状況、近隣地域における今後の競合店出店計画及び将来的な開発余地等を含め、多方面にわたり調査分析を行います。
②物件規模	原則として、延床面積5,000m ² （約1,500坪）以上、かつ基準階の専有面積330m ² （約100坪）以上の建物といたします（「基準階」とは、2階以上で、当該建物の標準的なフロアをいうものといたします。）。	物件毎に個別の立地特性による地域性や商圏の規模又は業態毎の標準的な規模をベースとし、地域の将来性を考慮の上で、適正規模を判断いたします。
③設備施設	貸付床の形状・分割対応、階高・天井高、床仕様、共用施設仕様、電気容量、空調方式等の仕様に関し、当該地域における標準以上の仕様を基準といたします。	業態別の標準仕様をベースとして、商業施設としての汎用性、転用可能性又は来店者の交通手段等の個別要素を総合的に考慮した上で、物件毎に個別に判断いたします。
④投資額		
I) 1投資案件当たりの最低投資額	1投資案件当たりの最低投資額（購入金額のみとし、税金及び取得費用等は含みません。）は、原則として40億円以上といたします。ただし、他の投資物件の付帯として投資対象とするものについてはこの限りではありません。	

II) 1 投資案件当たりの最高投資額	1 投資案件当たりの投資比率（以下の計算式によります。）の上限は、原則として投資額全体の 50%といたします。投資判断に当たり物件価格の妥当性については十分な検証を行います。 「1 投資案件当たりの投資比率」＝「当該投資額」／（「前期末における不動産等の評価額合計」＋「当該投資以前又は同時に当該期に投資した不動産等の取得価格合計」＋「当該投資額」） （ただし、「当該投資以前又は同時に当該期に投資した不動産等の取得価格合計」及び「当該投資額」には税金・取得費用等は含みません。）
III) 取得価格の制限	不動産等に投資する際の取得価格については、鑑定評価額を考慮し個別に判断いたしますが、物件特性やポートフォリオ運用基準を勘案し、鑑定価格を上回る価格で取得することがあります。ただし、利益相反取引への対応として、原則として、東急グループ各社からは鑑定評価額を超えて取得いたしません。
⑤耐震性	新耐震基準適合、耐震補強工事実施済又は PML15%未満の建物であることを原則といたします。
⑥権利関係	共有物件の場合、持分割合は原則として 50%以上といたしますが、他の所有者の信用力等を総合的に考慮し、個別に判断いたします。 また、区分所有、借地物件等の場合も、個別に判断いたします。
⑦テナント	マルチテナントを原則といたしますが、シングルテナントの場合は、テナントの信用力、賃貸借契約の条件、代替性等を考慮し総合的に勘案いたします。
⑧資産対応証券等	投資判断にあたっては、主に以下の点を基準といたします。 ・投資期間満了時において当該資産対応証券等の投資対象となっている不動産等の取得機会が確保できること ・LTV*、DSCR**、財務制限条項等を総合的に勘案して、収益の安定性が十分と判断されること
⑨開発案件投資	竣工前の未稼働物件への投資は行わず、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある物件を取得することを原則といたします。ただし、以下の場合を除きます。 <u>第三者が建築中の物件の取得</u> 竣工後のテナントの確保が十分可能と判断され、完工と引渡しリスクが極小化されている場合には、当該建物竣工前においても投資することができます。 <u>既に取得している物件の増築</u> 既存物件の価値向上に資すると判断される場合には、増築後のテナントの確保が十分可能と判断されること及び完工と引渡しリスクが極小化されていることを確認の上、実施することができます。
⑩環境・地質等	投資判断に当たっては、建物内有害物質含有状況、土壌汚染状況等を十分に調査した上で、その中長期的な影響を考慮し、物件毎に個別に判断いたします。

* ここにいう「LTV」とは、資産総額に対して有利子負債が占める割合をいいます。

** 「DSCR」とは、有利子負債に係る元利金額に対する純収益の割合をいいます。

(ハ) 物件関連業務運用基準

① 物件情報収集業務

自らの情報ソースに加え、物件情報を広く求め、信用度の高い情報収集に努めます。

② 物件精査業務

A. 物件精査

別途定める資産運用会社の社内規則に基づいて行います。

B. 専門家への委託

物件精査に当たっては、調査項目の一部を専門家に委託することができます。専門家の選定に当たっては、専門能力、費用対効果、第三者性等を総合的に勘案の上、公正に行うものいたします。

③ 物件引渡業務

別途定める資産運用会社の社内規則に基づいて、原則として資産運用会社自らが行うものいたします。

④ PM 業務

A. PM 方針

個別物件のキャッシュ・フローの中長期的な極大化を目指すべく、以下によりテナント満足度の向上と経費削減を目指すものいたします。

- テナントとの信頼関係構築に基づくテナントニーズの十分な把握
- 市場動向の掌握に基づくテナント営業
- 費用対効果を考慮した効率的な管理運営

B. PM 会社の選定基準

商業テナントに関する情報網と地域密着性に裏付けられたテナント営業力及び規模のメリットによるコスト削減の観点から、原則として東急電鉄若しくは東急不動産又は東急グループ各社から選定いたします。利益相反対策として、委託条件については、マーケット水準、役務提供の内容及び業務量を勘案のうえ決定し、報酬水準、契約期間及び解約条件を開示いたします。報酬水準については、当該契約条件に基づく妥当性について、第三者から意見書を事前に取得し、意思決定の資料として本投資法人の役員会に提出し、事前承認を得た上で、結論について開示いたします。

C. PM 契約の更新

- 資産運用会社によるパフォーマンスチェックを定期的に行い、資産運用会社の定める基準に達しない場合には、契約を更新しないものいたします。
- 更新時の報酬水準については、当該契約条件に基づく妥当性について、第三者から意見書を事前に取得し、意思決定の資料として本投資法人の役員会に提出し、事前承認を得た上で、結論について開示いたします。

⑤ 修繕・資本的支出の方針

中長期的な視野から物件の競争力維持・向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に作成の上、修繕・資本的支出を行います。実施に際しては、原則として、個別物件の減価償却費の範囲内で行いますが、ポートフォリオ全体の減価償却費も勘案して判断いたします。ただし、テナント営業政策上の観点から必要なものは早期に実施することといたします。また、将来耐震補強が必要になった場合には、テナントの営業状況に配慮しつつ、補強工事を速やかに行います。

⑥ 損害保険等の付保方針

災害や事故等により生じる建物の損害や収益の減少、又は第三者からの損害賠償請求によるリスクを回避するため、原則として、火災保険、家賃保険及び賠償責任保険を本投資法人の保有物件について付保いたします。

また、本投資法人においては、ポートフォリオ全体の PML*が 10%以下となるよう運用いたしますが、これを超過する場合には地震保険への付保を検討いたします。付保の検討に当たっては、保険料・免責額・キャッシュリザーブなどを総合的に勘案して判断いたします。

* PML (Probable Maximum Loss) とは、地震による予想損失率を意味します。

PML について、統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、475 年間に起こる可能性のある大小の地震に対して予想損失額及び発生確率を算出・統計処理した建物再調達価格に対する予想損失額の割合を使用しております。算出に当たっては、個別対象不動産の現地調査、建物状況の評価、設計図書との整合性の確認、当該地の地盤の状況、地域要因、構造検討を行った上で算出しております。

ここにいう損失の対象は、物的損失のみとし、人命や周辺施設への派生的被害は考慮いたしません。また、被害要因は、構造被害や設備、内外装被害を対象とし、自己出火による地震火災及び周辺施設からの延焼被害については考慮いたしません。

⑦ その他の業務

工事の発注を含むその他の業務に係る取引先については、役務提供の内容、コスト等を総合的に勘案のうえ選定いたします。

(二) 財務方針

① 基本方針

本投資法人の財務方針は、安定性、機動性及び効率性を基本とし、ファンディング・コストの低減、外部成長及び支出の極小化により投資主価値の最大化を図ります。

A. 安定性

- ◎ 財務健全性の確保のための低LTV（下記「② 財務戦略 B. vi」をご参照下さい。）運用
- ◎ 本投資法人の資産特性を考慮した長期固定資金調達
- ◎ リファイナンスリスクを低減するための複数の資金調達元の確保と返済期限の分散

B. 機動性

- ◎ 追加取得物件に対する速やかな資金調達体制の確保

C. 効率性

- ◎ 効率的なキャッシュ・マネジメント
- ◎ 安定運用に基づく低廉な調達レートの確保

② 財務戦略

A. エクイティ・ファイナンス（投資口の追加発行）

資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、市況を的確に把握し、かつ、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の割合持分の低下）に配慮した上で、機動的な投資口の追加発行を行うものといたします。

B. デット・ファイナンス（資金の借入れ及び投資法人債の発行等）

- i. 機動性を重視した短期資金調達と、長期の安定的な資金調達とを効率的に組み合わせることがあります。
- ii. コミットメント・ラインを設定し借入れを実行することがあります。
- iii. 運用資産上に担保を設定することがあります。

- iv. 安定的ファイナンスを目的として、投資法人債を発行し、資金調達先の分散を図ることがあります。
- v. 借入金等から生じる金利変動リスク等をヘッジすることを目的として、金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利の運用を行うことがあります。
- vi. 本投資法人について「LTV」とは、資産総額に対する借入額及び投資法人債発行額の残高が占める割合をいい、60%を上限といたしますが、物件の取得及び評価額の変動等に伴い、一時的に上記数値を超えることがあります。

C. キャッシュ・マネジメント（現預金等）

資金需給を的確に把握し、効率的かつ適切にキャッシュ・マネジメントを行うものいたします。

(ホ) 開示方針

本投資法人の開示方針は以下の通りです。

- (i) 本投資法人は、透明性を確保するため、法定開示に加えて、投資家にとって有用かつ適切と判断される重要情報を、積極的かつタイムリーに開示いたします。
- (ii) 本投資法人は、正確な情報を、公平かつ分かり易く開示するよう努めます。
- (iii) 本投資法人は、投信法、その他の法令等（東京証券取引所の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例を含みます）及び資産運用会社の開示規程を遵守します。

(ヘ) 保有不動産資産の売買等に関する覚書について

平成15年7月28日付で東急電鉄、東急不動産、本投資法人及び資産運用会社との間で「保有不動産資産の売買等に関する覚書」を締結しております。本覚書は、東急グループ各社と本投資法人との間における不動産資産（以下に定義されます。）の売買及び情報提供に関する行為準則を明確に定めておくことが、本投資法人の安定的かつ継続的な不動産資産の取得及び売却機会の確保、資産運用会社の本投資法人に対する忠実義務の遵守、利益相反対策として重要なものであり、本投資法人の投資主の信頼及び利益の確保につながることで、ひいては東急グループ各社や本投資法人に対して不動産資産の売却を検討する第三者の信頼確保につながることで、また本投資法人の投資主の信頼及び利益並びに第三者の信頼を確保することが東急グループ各社の利益でもあることを理由として、締結されたものです。

本覚書の概要は以下の通りです。

- (i) 東急グループ各社、本投資法人及び資産運用会社は、それぞれ、原則として、自由に不動産資産（不動産信託受益権、不動産に関する匿名組合出資持分、資産対応証券等を含みます。以下、この項目において「不動産資産」といいます。）の売買を行うことができます。パイプライン・サポート会社（東急電鉄及び東急不動産をいいます。）又は本投資法人若しくは資産運用会社が、第三者から不動産資産を購入する機会（以下「投資機会」といいます。）に関する情報を得た場合、それぞれ、独自の裁量でその情報の取扱いについて決定することができ、これを他方へ提供する義務を負いません。
- (ii) パイプライン・サポート会社又は資産運用会社が、その独自の判断により特定の不動産資産に関する投資機会の追求を放棄した場合であり、かつ当該不動産資産が他方の投資基準に適合する可能性があるとは合理的に判断した場合には、当該パイプライン・サポート会社又は資産運用会社は、当該不動産資産について入手した情報を、可能な限り速やかに、他方に提供するものとした

します（情報提供元の事前の承諾が得られない場合は、この限りではありません。）。

- (iii) パイプライン・サポート会社が、本投資法人が投資することができる不動産資産を売却しようとする場合、当該パイプライン・サポート会社は、まず優先的に資産運用会社を通じて本投資法人に対して売却を申し入れるものとし、資産運用会社と当該パイプライン・サポート会社が購入条件について基本的に合意した場合、当該パイプライン・サポート会社と資産運用会社は、売買契約締結に向けて誠実に協議を行うものとされています。一定の期間内に売買契約が締結されなかった場合、パイプライン・サポート会社は第三者に売却を申し入れることができます（ただし、第三者への売却条件が資産運用会社の提示した購入条件と同等以下である場合には、売却前に再度資産運用会社の意思を確認する必要があります。）。パイプライン・サポート会社は、一定の条件の下で本規定を適用しないことができます。
- (iv) 資産運用会社が、東急グループ各社から本投資法人に対して売却された物件を売却しようとする場合、資産運用会社は、まず優先的に当該不動産資産の元所有者又はその元出資者等である東急グループ各社に対して売却を申し入れるものとし、資産運用会社と当該グループ会社が購入条件について基本的に合意した場合、当該東急グループ各社と資産運用会社は、売買契約締結に向けて誠実に協議を行うものとされています。一定期間内に売買契約が締結されなかった場合、資産運用会社は第三者に売却を申し入れることができます（ただし、第三者への売却条件が当該東急グループ各社の提示した購入条件と同等以下である場合には、売却前に再度当該東急グループ各社の意思を確認する必要があります。）。資産運用会社は、一定の条件の下で本規定を適用しないことができます。なお、本条項についてのみ、資産運用会社が本投資法人の投資信託委託業者ではなくなった場合にもなお適用されるものとされています。
- (v) 資産運用会社が、各パイプライン・サポート会社の傘下にある東急グループ各社に対して、上記の手續に従い、本投資法人及び資産運用会社に協力するよう要請する場合、各パイプライン・サポート会社は、各々その傘下にある東急グループ各社につき、資産運用会社が必要とする協力を行うものとされています。
- (vi) 本覚書の有効期間は本覚書の取交の日から 5 年ですが、資産運用会社が、本投資法人についての投資信託委託業者ではなくなった場合には、上記(iv)を除き、直ちに終了いたします。また、見直しの合意が有効期限終了日までになされない限り、本覚書は同一の内容で 3 年間延長されます（以後も同様です。）。
- (vii) 資産運用会社が本投資法人以外の別の投資法人又は投資信託の資産の運用も行うようになった場合、本覚書は、当該複数運用体制に適したものになるよう、当事者間で別途協議の上、修正されます。

(ト) その他

- ① 本投資法人は、資産の総額に占める、不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権（不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託するもので有価証券に該当するものを除きます。）及び匿名組合出資持分（その出資された財産を不動産、地上権及び不動産の賃借権のみに運用することを定めた契約に係わるもの）その他東京証券取引所の上場規程の特例に定められる不動産等相当部分の額の比率が 75%以上となるように運用いたします（規約 別紙 1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (5) a.」）。なお、匿名組合出資持分については、後記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類 (イ) ⑥」をご参照下さい。

- ② 本投資法人は、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の割合（以下「特定不動産の割合」といいます。）を75%以上といたします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (5) b.」）。
- ③ 本投資法人は、資産の総額に占める不動産（信託の受益権（不動産のみを信託する信託に係るものに限ります。）及び匿名組合出資の持分（その出資された財産を不動産のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限ります。）を含みます。）の価格の割合として財務省令で定める割合を75%以上といたします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (5) c.」）。
- ④ 資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向等により、運用開始当初から、上記の比率を変更することがあります（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (5) c.」）。
- ⑤ 組入資産の貸付け（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 5. 組入資産の貸付け」）
 - i) 資産の効率的運用を図り、高い運用成果の獲得を目指すため、後記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類」に定める資産のうち、不動産、不動産の賃借権及び地上権について、貸付け（駐車場、看板等の設置を含みます。）を行うことができるものといたします。
 - ii) 上記 i) の不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、前記「(二) 財務方針 ② 財務戦略 C. キャッシュ・マネジメント（現預金等）」に記載の方針に基づき運用いたします。
 - iii) 資産に属する不動産、不動産の賃借権及び地上権以外の資産の貸付けは行いません。

(2) 投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

本投資法人は、資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資いたします（規約 別紙 1「資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲」）。

(イ) 不動産等とは以下に掲げるものをいいます。

- ① 不動産
- ② 不動産の賃借権
- ③ 地上権
- ④ 次に掲げるものを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みます。投信法施行令第3条第1号に定義される有価証券（以下「有価証券」といいます。）に該当するものを除きます。）
 - イ 不動産
 - ロ 地上権及び土地の賃借権
- ⑤ 金銭を信託する信託の受益権（信託財産を主として上記①から④までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、有価証券に該当するものを除きます。）
- ⑥ 当事者の一方が相手方の行う上記①から⑤までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」といいます。）

(ロ) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいいます。

- ① 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に規定する優先出資証券
- ② 投信法に規定する投資信託の受益証券
- ③ 投信法に規定する投資証券
- ④ 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券

(ハ) 本投資法人は、上記(イ)及び(ロ)への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができます。

- ① 預金
- ② コール・ローン
- ③ 国債証券（有価証券先物取引（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）（以下「証券取引法」といいます。）第 2 条第 20 項に定義される意味を有するものをいいます。）に係る権利を含みます。）
- ④ 地方債証券
- ⑤ コマーシャル・ペーパー（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に定義される意味を有するものをいいます。）
- ⑥ 譲渡性預金証書
- ⑦ 資産流動化法に規定する特定社債券（裏付けとなる資産の 2 分の 1 を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに限りします。）
- ⑧ 投信法に規定する投資法人債券（裏付けとなる資産の 2 分の 1 を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに限りします。）
- ⑨ 貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号に定義される意味を有するものをいいます。）
- ⑩ 金銭債権（投信法施行令第 3 条第 11 号に定義される意味を有するものをいいます。）
- ⑪ 金融先物取引等（投信法施行令第 3 条第 13 号に定義される意味を有するものをいいます。）に係る権利
- ⑫ 金融デリバティブ取引（投信法施行令第 3 条第 14 号に定義される意味を有するものをいいます。）に係る権利
- ⑬ 上記①乃至⑫号に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(ニ) 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができます。

- ① 有限会社法（昭和 13 年法律第 74 号。その後の改正を含みます。）に規定する有限会社の出資持分（実質的に不動産等に投資することを目的とするものに限りします。）
- ② 商標法（昭和 34 年法律第 127 号。その後の改正を含みます。）に規定する商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権（不動産等への投資に付随するものに限りします。）
- ③ 資産流動化法に規定する特定出資（実質的に不動産等に投資することを目的とするものに限りします。）
- ④ 株券（実質的に不動産等に投資することを目的とするもの又は不動産等への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限りします。）
- ⑤ 外国法人の発行する証券で上記④の性質を有するもの（実質的に不動産等に投資することを目的とするものに限りします。）

b. 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

- (イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 b. 投資態度 (ロ) 投資基準」をご参照下さい。
- (ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針 b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準」をご参照下さい。

(3) 分配方針

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものといたします。

- (イ) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益は、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除して算出した金額をいいます。(後記(ハ)及び(ニ)において同じです。)(規約第30条第1号)

- (ロ) 分配金額は、投資法人に係る課税の特例規定に規定される本投資法人の配当可能所得の金額(以下「配当可能所得」といいます。)の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額といたします。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができません(規約第30条第2号)。

本書の日付現在では、本投資法人は、原則として利益の100%を分配し、後記(ニ)記載の利益を超えた金銭の分配を行いません。

- (ハ) 利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものといたします(規約第30条第3号)。

(ニ) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、利益の金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、上記(ロ)に定める分配金額に、営業期間の末日に計上する減価償却額の100分の60に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配することができます。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができます(規約第30条第4号)。

本投資法人は、安定的な分配金の支払を重視いたしますが、利益を超える金銭の分配に関して、かかる分配を受けた投資主がその分配の都度譲渡損益の算定を行うことが必要となる現行の税務の取扱いがなされる限りにおいては、投資主に対して利益を超える金銭の分配は行わないものといたします。

ただし、本投資法人が「利益配当等の損金算入要件」を満たすことを目的とする場合等で、利益を超える金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超える金銭の分配を行うことができるものといたします。

(ホ) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応じて分配いたします(規約第30条第5号)。

(へ) 分配金の除斥期間

分配金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払義務を免れます(規約第31条第1項)。未払分配金には利息をつけません(規約第31条第2項)。

(ト) 分配金の日割り計算

本投資法人が決算期間中に投資口を追加発行するとき、当該投資口に対応する金銭の分配の額については日割りにより計算することができるものといたします(規約第32条)。ただし、本書の日付現在ではかかる日割り計算を行う予定はありません。

(4) 投資制限

a. 規約に基づく投資制限

(イ) 基本方針

投資主の利益を最優先するものとし、特定の第三者に利益を供することを意図した投資は行いません(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限(1)」)。

(ロ) 国内投資限定

投資対象は国内の物件に限定いたします。また、外貨建資産への投資は行いません(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限(2)」)。

(ハ) 短期売買制限

資産の総額に占める、1年以内の売却を目的として保有する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の価額の合計額の割合を50%以内といたします(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限(3)」)。

(ニ) 借入制限

本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものといたします。ただし、かかる借入れは、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からのものに限るものといたします(規約第36条)。

① 借入れの目的

資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るために借入れを行います。

② 借入金の限度額

1兆円といたします。ただし、後記「(ホ) 投資法人債発行制限」に規定する投資法人債と併せて、その合計額が1兆円を超えないものといたします。

③ 借入金の使途

資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済(敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含みます。)等に用います。

④ 担保の提供

上記①乃至③の規定に基づき借入れを行う場合、本投資法人は、資産を担保として提供することができるものといたします。

(ホ) 投資法人債発行制限

本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債を発行することができるものといたします(規約第37条)。

① 投資法人債の発行目的

資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るために投資法人債の発行を行います。

② 投資法人債発行の限度額

1兆円といたします。ただし、上記「(二) 借入制限」に規定する借入れと併せて、その合計額が1兆円を超えないものといたします。

③ 投資法人債の発行により調達した資金の用途

資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含みます。）等に用います。

④ 担保の提供

上記①乃至③の規定に基づき投資法人債の発行を行う場合、本投資法人は、資産を担保として提供することができるものといたします。

(へ) 他のファンドへの投資

本投資法人は、投信法に規定する投資信託の受益証券及び投信法に規定する投資証券で、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに投資することができます（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲 (2) b.及びc.」）。

b. その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

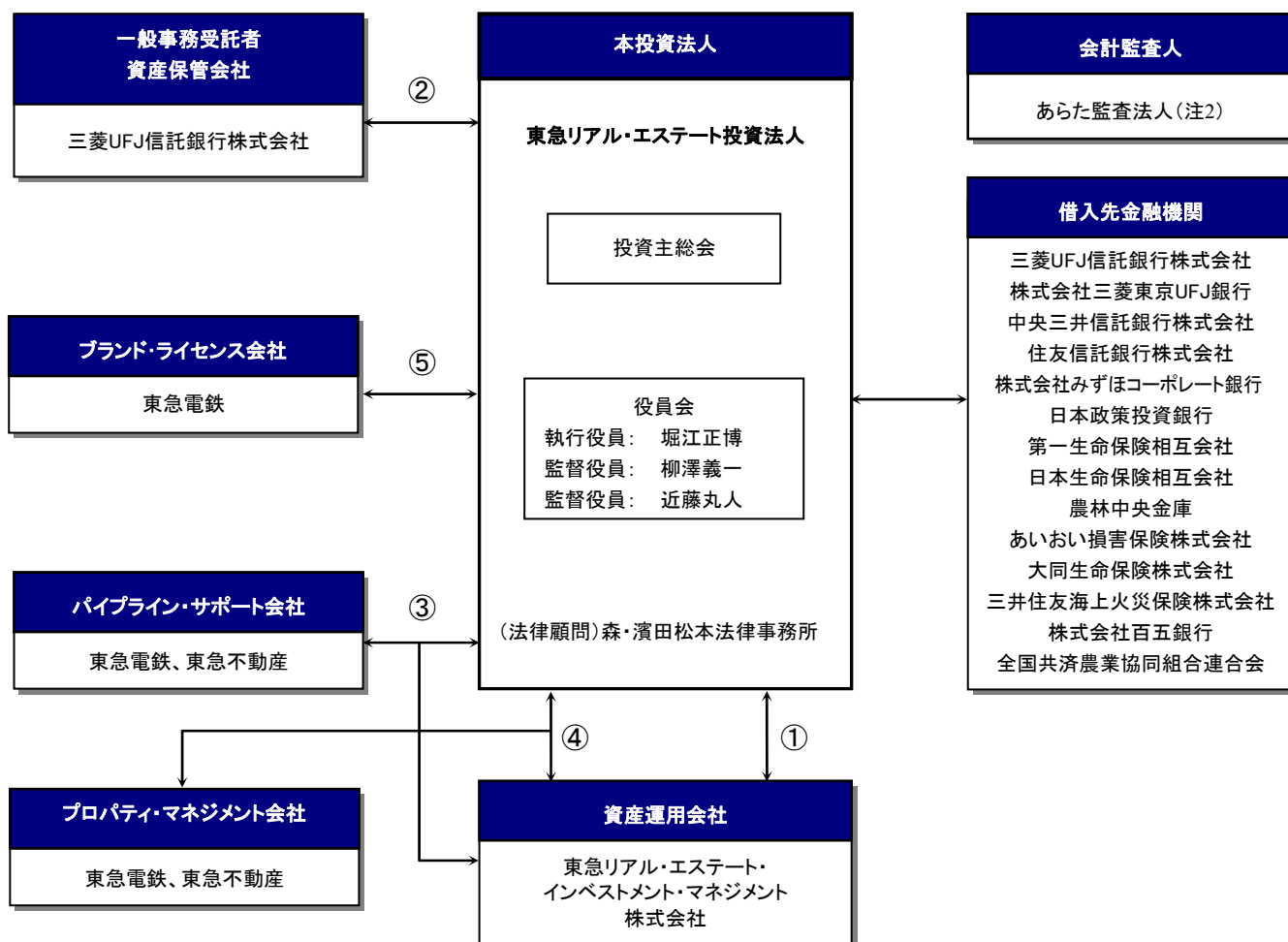
本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

(ロ) 集中投資

集中投資について制限はありません。なお、投資対象の用途又は地域による分散投資に関する方針について、前記「(1) 投資方針 b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準」をご参照下さい。

投資法人の関係法人について（「1. 投資法人の関係法人の概況」の参考資料）

a. 本投資法人の仕組図



契約の種類	
①	資産運用委託契約
②	一般事務委託契約／資産保管業務委託契約
③	保有不動産資産の売買等に関する覚書
④	プロパティ・マネジメント契約（注1）
⑤	商標使用許諾契約

(注1) プロパティ・マネジメント契約は、物件毎に個別に締結され、信託受益権の場合、本投資法人、資産運用会社、不動産信託受託者、プロパティ・マネジメント会社の四者契約に、不動産に直接投資する物件の場合、不動産信託受託者を除く三者契約になります。

(注2) 平成18年7月14日付の中央青山監査法人（現みずぎ監査法人）の辞任に伴い、平成18年7月14日に開催した役員会において、あらた監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。

b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

運営上の役割	名 称	関係業務の内容
投資法人	東急リアル・エステート投資法人	本投資法人の規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することにより運用を行います。
資産運用会社	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社	平成15年6月20日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結いたしました。 投信法上の投資信託委託業者として、同契約に基づき、本投資法人の規約並びに同規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。 資産運用会社に委託された業務の内容は、① 本投資法人の資産の運用に係る業務（宅地又は建物の売買、交換又は賃借に係る判断の全部を行い、当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うことを含みます。）、② 本投資法人が行う資金調達に係る業務、③ 本投資法人への報告業務及び④ その他本投資法人が随時委託する前記①から③に関連し又は付随する業務です。
一般事務受託者 ／資産保管会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	平成15年6月20日付で本投資法人との間で一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約をそれぞれ締結いたしました。 投信法上の一般事務受託者（投信法第111条第2号乃至第6号。ただし、投資法人債に関する事務を除きます。）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①投資口の名義書換に関する事務、②本投資証券の発行に関する事務、③本投資法人の機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務、④計算に関する事務、⑤投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、⑥投資主からの本投資法人に対する権利行使に関する請求、その他の投資主からの申出の受付に関する事務、⑦会計帳簿の作成に関する事務及び⑧納税に関する事務を行います。 また、投信法上の資産保管会社として、資産保管業務委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います。

c. 上記以外の本投資法人の主な関係者

役割	名称	業務内容
パイプライン・サポート会社	東京急行電鉄株式会社 及び東急不動産株式会社	<p>平成15年7月28日付で東急電鉄、東急不動産、本投資法人及び資産運用会社との間で「保有不動産資産の売買等に関する覚書」を締結いたしました。(以下、その役割において東急電鉄及び東急不動産をそれぞれ「パイプライン・サポート会社」といいます。)</p> <p>同覚書に基づき、パイプライン・サポート会社が本投資法人が投資することのできる不動産資産を売却しようとする場合、当該パイプライン・サポート会社は、まず優先的に資産運用会社を通じて本投資法人に対して売却を申し入れるものとし、資産運用会社と当該パイプライン・サポート会社が購入条件について基本的に合意した場合、当該パイプライン・サポート会社と資産運用会社は、売買契約締結に向けて誠実に協議を行うものとされています。同覚書の詳細な内容については、前記「投資法人の運用及び分配に関する基本方針 (1) 投資方針 b. 投資態度 (へ) 保有不動産資産の売買等に関する覚書について」をご参照下さい。</p>
プロパティ・マネジメント会社	東京急行電鉄株式会社 及び東急不動産株式会社	<p>本投資法人は、直接に又は不動産信託受益権の形態で保有している各物件についてプロパティ・マネジメント契約を締結して、以下の業務(総称して、「プロパティ・マネジメント業務」又は「PM業務」といい、その役割において「プロパティ・マネジメント会社」又は「PM会社」といいます。)を、プロパティ・マネジメント会社に委託いたします。このようなプロパティ・マネジメント業務の委託は、各物件毎に行われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全般的業務 ② 収益管理業務 ③ 保守管理業務 ④ コンストラクション・マネジメント業務 ⑤ リーシング・マネジメント業務 ⑥ 渉外業務 ⑦ 危機管理業務 ⑧ その他上記に関連し又は付随する業務 <p>平成18年7月31日現在、各プロパティ・マネジメント会社がプロパティ・マネジメント業務を行う物件は以下の通りです。なお、本投資法人は、将来、東急電鉄及び東急不動産以外の会社にプロパティ・マネジメント業務を委託することがあります。</p> <p><東急電鉄></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QFRONT (キューフロント) ・ 東急鷺沼ビル (さぎ沼とうきゅう) ・ 第2東急鷺沼ビル ・ TOKYU REIT渋谷宇田川町スクエア ・ cocoti (ココチ) ・ 東急南平台町ビル ・ 東急桜丘町ビル ・ TOKYU REIT蒲田ビル ・ TOKYU REIT虎ノ門ビル <p><東急不動産></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レキシントン青山 ・ TOKYU REIT表参道スクエア ・ ビーコンヒルプラザ (イトーヨーカドー能見台店) ・ 世田谷ビジネススクエア ・ 東京日産台東ビル ・ TOKYU REIT赤坂檜町ビル ・ りそな・マルハビル <p>(上記各物件の名称その他詳細は、前記「5. 参考情報 (2)投資不動産物件 ② 個別不動産等の概要」をご参照下さい。)</p>
ブランド・ライセンス会社	東京急行電鉄株式会社	<p>平成15年7月14日付で本投資法人との間で「商標使用許諾契約」を締結いたしました。本投資法人に対して、「東急」及び「TOKYU」の商標の使用を許諾しております。</p>